

令和5年度

学校法人北野学園

上田女子短期大学
自己点検・評価報告書



UEDA
Women's Junior College

は じ め に

令和 5 年度「自己点検・評価報告書」を作成したので茲に開示する。

当年度、即ち令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月に至る期間の学園、就中、短大である本学の活動を振り返り、その中で達成できたこと、未達に終わったことを総括し、次年度以降への指針となる様にまとめているのは例年通りである。

本学は前年度の令和 4 年 9 月に評価機関による 7 年に 1 度の訪問調査を受けており、それを受けて前年度後半に指摘された改善事項に就いては全て対処し終えていることを先ずおことわりしておきたい。

通期を概観すると、当 5 年度初頭 5 月に新型コロナウイルス症が 5 類感染症に移行したことにより 2020 年以降発動された種々の規制が大きく緩和されたことは教育活動にも反映され、教員、大学は固より取り分け学生にとっても学内外での活動を再び活発にすることに繋がったことは教育面でも大きな効果を齎したと考える。当然、本学に於いても斉しくその効果は大で、コロナ禍前への回帰が概ね果たせた。

コロナ禍の下では本学も従来の活動を更めて見直すことを余儀なくされたが、日常業務等での合理化に加えて、コロナ禍での苦肉の対応策、即ちリモートによる授業、会議の経験などは向後も応用できるものとする。

更に、当年度は上田女子短期大学創立 50 周年に当たり、これまでの軌跡とともに本学の特色、強み、補強すべき点などを更めて振り返った処であるが、「敬愛、勤勉、聡明」の建学理念の下、創立以来一貫して一人ひとりの学生に寄り添って教育に当たってきたことは自負する処で、今後に就いてもそれを根本理念とすることに些かの揺るぎもない。一方、創立時に比して学生の気質の変化に加え、社会が mass から個への対応要請の高まりの中で、特に高等教育機関、取り分け短期大学もその raison d'être を問われていることも自覚しており、その変化の中で本学自身の在り方もこれまで以上に「変化への対応」を求められていることを痛感している。換言すると、社会の diversity に対応するのみならず divergence を本学自身が体現化すべきこと、それを織り込んだ大学改革は当に喫緊の要で、今や改革内容の具現化が求められている。自然保育に就いては県内のフロンランナーとしてそれなりの実績を積み、また「デザインの学び」に就いてもその啓蒙段階は脱し、実践も本格化してきたことに、学生は固より教員自身も手応えを感じているのは心強い。一方、これらの本学の活動が高校生を主として社会にどれだけ認識され或いは浸透しているかに就いては未だ道半ばとの思いである。地域のニーズをどれだけ掘り起こし実践として応えているか、また、それらがどれだけ地域に理解されているかに関しても常に謙虚に検証していく必要を更めて感じていることも付言しておきたい。

一方、地域の高校から本学に対しても男女共学化への要請が近年強まりつつあった状況下、学内で検討を重ねて来た結果、共学化への学内合意を得、共学化に伴う名称変更、即ち共学化後「上田短期大学」への名称変更の届出を文科省が受理したことに基づき、令和 7 年からの共学化移行を当年度末に公表、学生募集活動を開始した。

これまでの本学半世紀の歩みを踏まえて、学生の育成、教育の充実を引き続き根本とするこ

と、その為に学生の学びやすさを根幹に据えたカリキュラムの適時適切な改変も加えて相乗効果を更に発現していきたい。FD・SD 活動との関連に於いても同然である。時代は高齢化社会への対応を深刻に求めている、教育機関もその対応によって社会貢献できることを自覚し、そのことを含めての短大の新たな使命と *raison d'être* を世に訴えていかねばならないことは自明である。

共学化の理念は、単に 18 歳人口を男子高校生にも拡大するに留まらず、向後は多様な年齢層が蟠集する場に本学を転換し、多様性・多彩性のメリットをより一層発揮して知的刺激の溢れる場として高等教育研究機関である本学の活性化をより増進させる処に在ることを確認しておきたい。

結語となるが、毎回のこと乍ら「自己点検・評価報告書」作成作業をまとめることは全教職員が全学横断的に共通で取り組むことであり、本学の教職員としての一体感の醸成にも大きく資するものである。結果的に自らの部署以外の活動を知り、問題点の把握のみならず、解決にも協力し合うことで、本学の進む可き方向への示唆を皆で考えることが可能となる。

その様な作業を取りまとめるのは、本学の様な小規模の大学に於いても難度の高い業務と言わねばならないがゆえに、これに協力してくれた全教職員への謝意は固より、取りまとめの任に当たってくれた ALO 委員の各位には満腔の敬意と深甚の感謝を捧げたい。各位の膨大な業務に応えるには、この自己点検報告書の内容を謙虚に吟味し、全員でこの中の示唆、提言を実現、実践する外無い。そのことを自覚し、誓言のうえ、実行することを茲に更めて申し上げる。

令和 7 年 3 月 18 日

理事長・学長 小池明

令和 6 年度 認証評価

上田女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和 7 年 3 月

目次

〔様式 1～8〕 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	7
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	17
〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕	17
〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕	21
〔テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証〕	27
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	33
〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕	33
〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕	48
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	71
〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕	71
〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕	78
〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕	82
〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕	84
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	92
〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕	92
〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕	93
〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕	96

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、上田女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 3 月 18 日

理事長

小池 明

学長

小池 明

ALO

酒井 真由子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 42 年 3 月 25 日	本州女子短期大学幼児教育科認可（定員 100 人）
昭和 42 年 3 月 25 日	幼稚園教諭免許状授与課程認定
昭和 42 年 4 月 1 日	学校法人本州大学本州女子短期大学開学
昭和 43 年 2 月 21 日	厚生省から保母養成校指定認可
昭和 48 年 3 月 28 日	学校法人上田女子短期大学設置認可（定員 100 人） 理事長 北野次登、学長 鈴木鳴海
昭和 53 年 2 月 22 日	上田女子短期大学附属幼稚園設置認可
昭和 53 年 4 月 1 日	上田女子短期大学附属幼稚園開園
昭和 62 年 12 月 1 日	法人名を学校法人北野学園に変更
平成 27 年 4 月 1 日	名誉理事長に北野次登、理事長に小池明就任

＜短期大学の沿革＞

昭和 46 年 3 月 31 日	本州女子短期大学「紀要」第 1 号発刊
昭和 48 年 4 月 1 日	本州女子短期大学を引き継ぐ 上田女子短期大学開学（定員 100 人）
昭和 49 年 3 月 31 日	名称変更 上田女子短期大学「紀要」第 2 号刊行
昭和 49 年 4 月 1 日	校歌制定（吉川静夫作詞、吉田正作曲）
昭和 49 年 9 月 30 日	体育館完成
昭和 50 年 4 月 1 日	児童文化研究所設置
昭和 51 年 2 月 12 日	幼児教育科入学定員変更認可（100 人→150 人）
昭和 52 年 3 月 31 日	ロッカールーム完成、正門・玄関前ロータリー整備
昭和 52 年 4 月 1 日	研究生制度の開設
昭和 54 年 3 月 31 日	上田女子短期大学児童文化研究所「所報」第 1 号発刊
昭和 55 年 1 月 24 日	附属図書館独立棟完成・開館
昭和 58 年 1 月 17 日	国文科設置認可（定員 80 人）
昭和 58 年 2 月 8 日	教員免許状授与課程認定（中学校教諭 2 級普通免許状・国語）
昭和 58 年 4 月 1 日	国文科設置（定員 80 人）
昭和 59 年 7 月 12 日	国語国文学会設立
昭和 60 年 3 月 31 日	上田女子短期大学国語国文学会「学海」第 1 号発刊
昭和 60 年 4 月 1 日	学長に西尾光一就任
昭和 60 年 4 月 10 日	第 1 回中国特別研究生受入れ（2 名）
昭和 61 年 1 月 13 日	校舎（本館）の増改築、学生ホール増築
昭和 61 年 3 月 5 日	学生寮（紫苑寮）完成
昭和 62 年 4 月 1 日	図書館司書課程・図書館司書教諭課程開設

昭和 62 年 4 月 1 日	コース制導入実施
平成元年 4 月 1 日	北野奨学金基金設立
平成 5 年 4 月 1 日	学長に京極興一就任
平成 7 年 5 月 31 日	北野講堂、研究棟、学生ラウンジ完成
平成 9 年 5 月 26 日	附属図書館増改築
平成 9 年 11 月 4 日	上田女子短期大学創立 25 周年記念式典
平成 13 年 4 月 1 日	学長に松田幸子就任
平成 14 年 3 月 31 日	校舎（本館）の耐震工事完了、学生ホール増築
平成 14 年 4 月 1 日	学科名称変更（幼児教育科→幼児教育学科、国文科→日本文化学科）
平成 14 年 4 月 1 日	国語国文学会廃止
平成 14 年 4 月 1 日	訪問介護員 2 級課程開設
平成 14 年 5 月 31 日	階段教室棟（森の教室）完成
平成 14 年 7 月 1 日	観光文化研究所設置
平成 15 年 3 月 10 日	ハワイ州立大学との短期留学制度提携
平成 15 年 3 月 31 日	上田女子短期大学観光文化研究所「所報」第 1 号発刊
平成 15 年 5 月 30 日	上田女子短期大学創立 30 周年記念式典
平成 16 年 1 月 7 日	総合文化学科が地域総合科学科として適格認定
平成 16 年 3 月 31 日	上田女子短期大学幼児教育学科「保育者養成年報」第 1 号発刊
平成 16 年 4 月 1 日	学科名称変更（日本文化学科→総合文化学科）
平成 17 年 3 月 9 日	学生寮（紫苑寮）増改築
平成 17 年 3 月 25 日	上田市と包括連携協定締結
平成 17 年 9 月 30 日	茶室（信養庵）完成
平成 19 年 9 月 30 日	総合文化学科が地域総合科学科達成度評価にて適格認定
平成 21 年 3 月 1 日	(財)短期大学基準協会による第三者評価にて適格認定
平成 21 年 8 月 26 日	グアム大学との短期研修制度提携
平成 21 年 9 月 10 日	戦略的大学連携支援プログラム共同実施に関する協定締結 (信州大学・長野市・上田市)
平成 22 年 4 月 1 日	学長に小池明就任
平成 24 年 2 月 14 日	長野県丸子修学館高等学校と教育協力協定締結
平成 25 年 10 月 1 日	地域連携センター設置
平成 25 年 10 月 26 日	上田女子短期大学創立 40 周年記念式典
平成 26 年 4 月 1 日	観光文化研究所を総合文化研究所に変更
平成 27 年 4 月 1 日	名誉理事長に北野次登就任、理事長に小池明就任
平成 28 年 3 月 1 日	体育館耐震工事完了
平成 28 年 3 月 10 日	(財)短期大学基準協会による第三者評価にて適格認定
平成 29 年 4 月 1 日	入学定員変更（幼児教育学科 150 人→120 人、総合文化学科 80 人→60 人）

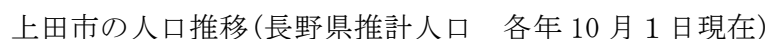
平成 30 年 3 月 1 日	上田女子短期大学附属幼稚園園舎改築
平成 31 年 1 月 25 日	教員免許状授与再課程認定（幼稚園教諭二種、中学校教諭二種〈国語〉）
令和元年 7 月 22 日	上田商工会議所と包括連携協定を締結
令和元年 9 月 10 日	戦略的大学連携支援プログラム共同実施に関する協定締結（信州大学教育学部）
令和 2 年 3 月 1 日	附属図書館耐震補強工事完了
令和 2 年 11 月 6 日	大学改革室設置
令和 3 年 1 月 29 日	長野県工科短期大学校と包括連携協定を締結
令和 3 年 9 月 2 日	学術研究所設置（児童文化研究所と総合文化研究所を統合）
令和 5 年 2 月 13 日	佐久市子ども未来館と連携協定を締結
令和 5 年 3 月 10 日	(財)短期大学基準協会による認証評価にて適格認定
令和 5 年 4 月 1 日	入学定員変更（幼児教育学科 120 人→100 人、総合文化学科 60 人→80 人）

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
上田女子短期大学	上田市下之郷乙 6 2 0	1 8 0 名	3 6 0 名	2 3 1 名
上田女子短期大学 附属幼稚園	上田市下之郷乙 6 0 2	7 0 名	2 1 0 名	1 2 0 名

■ 令和 6（2024）年 6 月 1 日現在



出身地別では、長野県の他に、新潟県出身の学生が多いのが本学の特徴である。

10

■ 地域社会のニーズ

上田市は、令和3年度からSDGsとの関連性を紐付け、未来に向けた持続的な発展を目指している。また、政策企画部では「第二次上田市総合計画（第2期上田市版総合戦略）の着実な実現とSDGsの推進」、「長野大学の改革促進と学園都市づくりの推進」、「日本遺産、文化芸術やスポーツを生かした魅力ある都市づくりの推進」、「サントミュージゼを拠点とした文化創造都市実現に向けての『育成・市民協働・鑑賞』事業の推進」、「ポストコロナを見据えたシティプロモーションと市民とつながる広報の推進」などSDGsを柱としながらも、日本遺産等地域文化を活かした都市づくりを構想している。

本学全体としては、「デザインの学び」を取り入れた大学改革を取り進め、SDGsの視点も底流させながら、各々の分野に特化した活動に取り組んでいる。幼児教育学科では、保育者養成をはじめとした幼児教育・社会福祉の専門職養成を実施し、総合文化学科では、図書館司書、ブライダルや観光業、金融業、医療事務職等として活躍できる人材の育成を行っている。さらに附属図書館では、上田市立図書館とのレファレンスサービス等の連携、地域連携センターにおいては、公共交通機関である上田電鉄別所線の学生によるガイドボランティア活動を行っている。さらに、本学近隣にある社会福祉施設や病院、佐久市子ども未来館、公共機関等において、サークルやゼミナール、有志単位でのボランティア活動等を通して、地域に求められる人材を育て、その社会的使命を果たしている。今後もそれらを基本姿勢として継続していく。

■ 地域社会の産業の状況

人口15万を擁する長野県東部の中核都市である上田市は、JR北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道（上田菅平インターチェンジ）を有している。東京から約190キロメートル、北陸新幹線を利用すれば、最短80分程度の距離である。

農業は、少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稻、果樹、花卉などが、準高冷地では野菜や花卉、高冷地では野菜を主力とした生産が行われている。

工業は、戦前は、蚕糸業（養蚕、蚕種、製糸）が全盛を誇っていたが、近年は産業構造も大きく変わり、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済を牽引しており、上田地域、丸子地域には高度な技術を有する企業の集積が見られる。また、地域における新産業創出と新技術開発を目指し、大学と企業による事業化・企業化に結びつけるために上田市産学官連携支援施設（AREC プラザ）を設置している。そこには進取の精神に満ちた企業と創造性あふれる学術が結集し、共同研究を通して新製品の開発や技術開発などを行っており、地域産業の活性化及び産学官連携を推進している。

観光地としての上田市は、数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、国指定のラグビー等の合宿地として名高い菅平高原、ビーナスラインで結ばれている美ヶ原高原に代表される雄大な自然、由緒ある温泉等々、地域の個性が際立つ豊

富な観光資源を有しており、それぞれが四季折々の多様な彩りで訪れる人々を魅了している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] ○ 卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。 ○ シラバスの一部に出席により加点を行っている記述があり、改善が望まれる。 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ C ガバナンス] ○ 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。 ○ 教員が有する学位及び業績に関する情報の公表が不十分であるため、学校教育法施行規則第 172 条の 2 にのっとり、適切に公表するよう改善が望まれる。
(b) 対策
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] ○ CAP 制については、学則または学則上に根拠規定を置いた規程を定めたので、新年度から実施する。 ○ シラバス作成依頼の際に示す、ガイドラインをより具体的なものに変えた。また、シラバス・チェックの際に、「出席により加点を行っている」記述を発見した場合は、書き直しを求めるようにした。 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ C ガバナンス] ○ 令和 4 年度監査報告書より、理事の業務執行の状況についての記載を追加した。 ○ 学位及び業績に関する情報の記載が不十分な教員については、年度内に修正をはかり、適切な公表を実現した。
(c) 成果
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] ○ シラバスの記述の統一はとれたが、出席を加点しないことの理解が学生側には、別の伝わり方をしているようである。つまり、「15 回授業のうち、5 回は休める」とアドバンテージがあると受け取っている場合が出ているようで、以前よりも出席率全体は悪化している。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス 〔テーマ B 学長のリーダーシップ〕 ○ 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 49 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。 当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な管理運営に取り組まれない。
(b) 改善後の状況等
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス 〔テーマ B 学長のリーダーシップ〕 ○ 新年度を迎える前に規程の整備を終えた。法令にのっとり、適切な管理運営を行う準備ができたと自負している。なお、現在に至るまで、懲戒をなすべき事例は学生間に発生していない。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

研究倫理委員会を中心に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、学内の管理体制の確認及び見直し、規程や使用ルールの作成・公表などの整備を行っている。適正管理については、規程やルール、本学の「就業規則」、「出張旅費規程」等に基づいて行い、使用に当たっては研究者によく確認をし、架空請求等がないよう徹底をしている。これにより、意図的な不正はもとより、不注意による不正行為も未然に防止できている。また、研究倫理に対する意識の向上を図るため、e-ラーニングによる研究倫理教育は継続して新任の教職員に対して実施した。令和 5 年度は、コンプライアンス・研究倫理研修会として外部講師による研修会を実施した。公正な研究活動の促進をはかるために、全専任教職員を対象に、外部講師による研究倫理・コンプライアンス研修をオンラインで視聴した。外部講師による研修は数年ぶりで、受講後アンケートの結果からも好評であった。今後も引き続き不正防止体制の見直しを図る。

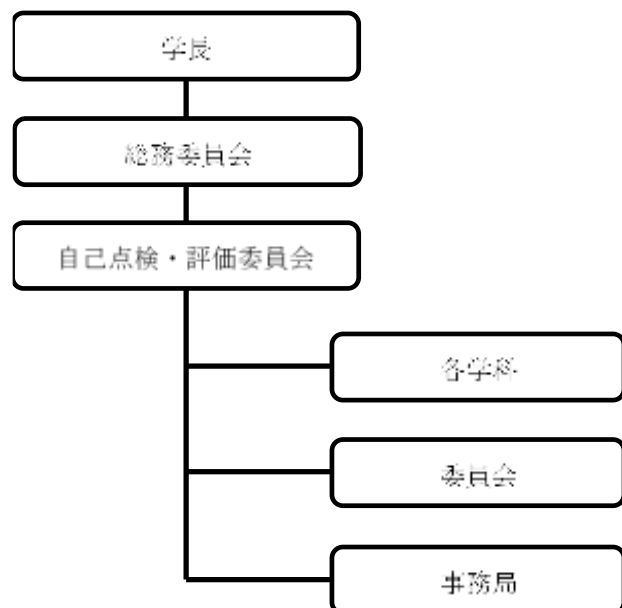
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和 5 年度 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

担当	氏名	所属・役職
委員長	小池 明	学長・教授
委 員	大橋敦夫	総合文化学科長・教授
〃	市東賢二	幼児教育学科長・教授
〃	久保田ゆかり	事務局長

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価活動を企画・運営する組織として、「自己点検評価委員会」を設置している。同委員会を構成する委員、並びに組織図は、上記の通りである。同委員会は、自己点検評価のほか、外部評価、認証評価の各活動を企画・統括している。

自己点検評価報告書の作成にあたっては、短期大学基準協会の提示する「作成マニュアル」に従い、学内分掌組織に対応させて執筆担当者を決めている。執筆に際しては、前年度の報告書のレビューと共に、課題の解決状況を関係者で協議・確認し、新たな問題点を確認しながら、改善への取り組みを話し合うように努めている。

また、関連の情報は、その都度発信し、周知・共有を行っている。

以上の状況をベースに、令和4年9月に（財）短期大学基準協会による認証評価を受けた（その結果、令和5年3月、適格認定を受けた）。

令和5年度も、これまでの活動を維持している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

日付	議事内容
令和6年4月10日	令和4年度「自己点検・評価報告書」について構成、執筆者の確認作業
令和6年4月19日	メールにて執筆依頼を行う
令和6年8月22日	自己点検・評価報告書の読み合わせ
令和6年9月24日	自己点検・評価報告書の読み合わせ
令和6年11月22日	自己点検・評価報告書の読み合わせ
令和6年12月20日	自己点検・評価報告書の読み合わせ
令和7年1月17日	自己点検・評価報告書の読み合わせ
令和7年2月7日	自己点検・評価報告書の読み合わせ

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

上田女子短期大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は「敬愛・勤勉・聡明」である。ここにいう「敬愛」とは、他者への敬意をもって行動できる人であることを意味する。あらゆる人間関係において自分以外の他者を自らと同じく大切にし、その人格を尊ぶことをいう。「勤勉」とは、時間を大切にし、目標に向かってコツコツと努力を積み上げることを意味を理解し、実践することである。これは自らの属する社会のみならず、未来の社会に対しても責務を果たし、貢献することにつながるものである。「聡明」とは、置かれた環境から深く学び、積み上げてきたものを活かす英知をとらえている。これは、広い知識と深い教養に立った判断力や道徳律に裏づけられたものでなければならない。

三つの言葉自体は平易なものであるが、それを全うすることは容易なことではなく、その完成を夫々が目指すことが人生の営為であると言って差し支えないほどのものである。また、時代の変遷を超えて通用する言葉であり、かつ時代の変遷に合わせて新しい解釈の余地もある。それ故に、本学はその理念に対して畏怖と敬意、そして誇りを持って後輩にも繋げていく価値があると考えて周知徹底を図っているものである。

上記の建学の精神を教育理念と捉えた上で、「豊かな教養と深い専門的知識を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性の育成」を教育目的に定めている。それに基づき、幼児教育学科は「幼稚園教諭及び保育士の養成」を、総合文化学科は「地域社会及び職場において有用な女性の育成」を学科の主たる教育目的とする。両学科とも、地域社会に貢献できる精神と意欲を有し、現在そして未来にわたり活躍できる人材の育成を目指している点において、本学の建学の精神は教育理念・理想を明確に示しているといえる。

本学は私立学校の特性に鑑みて、建学の精神「敬愛・勤勉・聡明」に基づいた独自の校風を強調している。一方、私立学校であるがゆえに、公共性には特段の配慮が不可欠と自覚しており、「教育基本法」及び「私立学校法」に則って大学教育を施し、豊かな教養と深い専門知識、そして責任感を具えた堅実中正な社会的人材の育成を目的としている。

建学の精神は、在学生に対しては「キャンパスガイド」や学内各所における掲示によって、学外に対しては本学ホームページをはじめ「学生募集要項」や「キャンパスガイド」

によって広く表明している。また、入学式・卒業式等の式典において、学長は必ず式辞の中で建学の精神について言及している。あわせて、両学科とも1年次の必修科目「スタディスキル」において、学長自らが本学の沿革とともに建学の精神と教育目的との関わりについて講じている。さらに、1年次、2年次とも学期ごとのオリエンテーションでは、担当教員が学生に対して建学の精神の確認を促している。

このように、建学の精神について学内において共有するとともに、定期的に確認する機会を設けている。さらに、平成28年度より学位記授与式において、建学の精神に基づき、学業・研究・資格取得の面で成果をあげた学生や、学内外での活動に尽力した学生に対して「学長表彰」を行っており、令和5年度は、グループ表彰3団体、個人表彰51名、計69名を表彰した。

【区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準Ⅰ-A-2 の現状＞

令和5年度、本学主催の公開講座や「まちなかキャンパスうえだ」での市民向け講座、「芸術の森～北野講堂シリーズ～」を以下の通り地域・社会に向けて行った。

■公開講座

学科等講座名	テーマ	講師	開催日時	参加者
公開講座	誤嚥を防ぐ 長寿発声法	宮本隆治客員教授	令和5年 9月20日(水) 13:30～14:30	30名
幼児教育学科 公開講座	～遊びはみんなの生 きる力を創造する～ 遊びの森マルシェ Yappa!いっしょが いいね!	東信レクリエーション協会 幼児教育学科教員	令和5年 10月15日(日) 10:00～12:00	88名
幼児教育学科 公開講座	子どものからだと 育ちを考えよう	東信教育事務所 生涯学習課 指導主事 柿沼宏直 氏 堤裕美 准教授	令和5年 11月25日(土) 10:00～12:00	15名

総合文化学科 公開講座	外から見た信州方言	大橋敦夫教授 総合文化学科2年生	令和6年 2月10日(土) 10:00～11:30	3名
----------------	-----------	---------------------	---------------------------------	----

■ まちなかキャンパスうえだ市民向け講座

講座名	講師	開催日時	参加者
音楽といっしょ♪ ～親子でムーブメント～	大塚美奈子准教授 今井香織専任講師	令和5年6月28日(水) 10:00～11:00	6名 (3組)

■ うえだ5大学リレー講座 2023「未来学科」

講座名	講師	開催日時	参加者
人間関係をより良いものにしていくための心理学	遠田将大専任講師	令和5年10月14日(土) 10:00～11:30	45名

■ 「芸術の森～北野講堂シリーズ 2023～」

公演名	演者	開催日時	参加者
黒坂黒太郎コンサート ～コカリナが奏でる 信州上田の自然とくらし～	黒坂黒太郎 矢口周美 新倉一梓	令和5年11月11日(土) 14:00～15:30	30名

これまでの協定等の提携については、下記の通りである。

- ・平成17年3月、上田市と連携に関する協定の締結
- ・平成21年9月、信州大学とともに、長野市、上田市と大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムの共同実施に関する協定の締結
- ・平成24年2月、長野県丸子修学館高等学校と教育協力協定の締結
- ・令和元年7月、上田商工会議所と包括連携協定を締結
- ・令和元年9月、信州大学教育学部と戦略的大学連携支援プログラム共同実施に関する協定締結
- ・令和3年1月、長野県工科短期大学校と包括連携協定を締結
- ・令和5年2月、佐久市子ども未来館と連携協定を締結

この取組により産学官に基づいた地域連携において大きな前進につながった。

令和5年度で第9回目となった、「うえだ七夕文学賞」は約5,000名から8,700作品ほどの応募があった。本学が上小地域に限らず、全国各地、海外とつながりをもつ機会ともなっている。その他、公開講座も多数行い、高等教育機関としての役割を果たしている。

地域の高等学校との教育懇談会については、令和元年度より開催。令和5年度の開催は下記の通り。

- ・令和5年11月9日(木) 県内高校5校 会場：上田女子短期大学

(上田西、坂城、丸子修学館、上田千曲、小諸商業)

高校との教育連携を強めることにより、地域に密着した教育の発展や教育の質の向上を目指して実績を積み上げている。令和5年度は「探究の授業」にテーマを絞って開催し、その後の学生の活動にもつながった。

・学生のボランティア活動・学外活動

既存のボランティア団体等の知名度が定着しつつあり、例年行っている活動に対してさらに深く関わりをもつことができた。また、学生が中心となって企画した本学独自のイベントも展開し（下記②、③）、学生自身の成長にもつながった。

- ① 「上田電鉄別所線ガイドボランティアチーム」は、令和5年度、10回の乗車。「うえだ鉄道まつり」と同日に活動した際にはハーモニカや歌で乗客をもてなす「ハーモニカ駅長」とコラボレーションした。
- ② 「別所がある」は、別所温泉で開催されるイベントに参加し地元住民との交流を深めた。具体的には、500年以上続く雨乞いのお祭り「岳の幟」、2回目の開催となる「別所温泉芸術祭」、別所温泉観光協会主催「上田氷灯ろう夢まつり」（展示用灯ろうデザインも含む）がある。また、学生自身で自主企画も行った。一般社団法人アフタフバーバン信州の協力のもと「忍者修行～別所温泉 神社・仏閣の巻～」を開催し、小学生とその家族30名ほどの参加があった。
- ③ 本学の創立50周年記念事業実行委員会と連携し、「クリーン大作戦」を行った。場所の選定から日時決め、当日の運営まで学生プロジェクトチームが中心になって行い、学生、教職員で別所温泉にある3つの神社仏閣を清掃した。清掃場所（神社仏閣）の担当者からは次年度以降の継続希望も出てきている。
- ④ 「丸子中央病院 ウィンターイルミネーション」のデザインをした（毎年同病院が近隣団体と協力して企画している）。現地を見学してテーマを決め、電飾を選んで設置するところまで行った。点灯式の際には、地元ケーブルテレビの生中継にも出演した。
また、実施後にはフォトコンテストも開催され、学生が賞の選定を行った。
- ⑤ 上記④と連動し、本学校舎にも丸子中央病院と同テーマでイルミネーションを設置した。電飾購入費を集めるためクラウドファンディングを活用し、18名から251,000円の支援があった（アリオ上田も同テーマでイルミネーションを展開した）。
- ⑥ 令和5年度の教職員及び学生の地域貢献活動の具体的状況は以下の通りである。

内容	団体/個人	人数	備考
上田電鉄別所線 ガイドボランティアチーム	団体	8名	
別所がある	団体	15名	
丸子中央病院イルミネーションデザイン	団体	6名	
上田女子短期大学イルミネーション デザイン及び作業チーム	団体	8名	
芸術の森北野講堂シリーズ運営スタッフ	団体	6名	
クリーン大作戦 実行委員会	団体	8名	
〃 当日参加	団体	57名	教職員含む
その他	個人	12名	(のべ人数)

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題＞

特になし

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準 I-B 教育の効果〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

■幼児教育学科

本学は、建学の精神である「敬愛・勤勉・聡明」に基づき、豊かな教養と深い専門知識を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性の育成を教育目的としている。この精神は教育・保育に携わる者に望まれる人物像・姿勢に通ずるものである。

上記の教育目的に則り、幼児教育学科では幼稚園教諭及び保育士の養成を主たる目的としている。このことは、学則第1条に掲げている。

本学の幼稚園教諭・保育士養成の理念は、「専門職としての保育者に相応しい知識と技術を身に着け、他者を敬い尊重すべくコミュニケーション能力や表現への理解を持った聡明な人材」である。この理念のもと、本学では、地域における女子教育の伝統を守りつつ、時代に応じた柔軟な変革を行うことによって、質の高い教員養成に取り組んでいる。

以上の教育目的については、「キャンパスガイド」の冒頭に明記していると同時に、ホームページでも公表している。また、学生に対しては、入学前に行う「入学準備プログラム」および入学直後のオリエンテーションで伝えている。

本学科の卒業生のほとんどは、卒業直後から、幼児教育、保育、社会福祉の分野の専門職として就職し活躍している。昨今、これらの分野の人材不足が取り沙汰されているが、本学の人材養成は十分にその要請に答えている。

■総合文化学科

総合文化学科は、学則第1条の「豊かな教養と深い専門知識を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性を育成することを目的とする」に則して、現代社会において必要とされる知識・技能を習得することを教育目的としている。そのために必要と判断される教養教育と専門教育を組み合わせたカリキュラムを整えている。

また、総合文化学科の教育目標は、ホスピタリティ精神に裏付けられたコミュニケーション

ョン能力の涵養、自己の個性を十分に発揮するためのプレゼンテーション能力の涵養、考える力や創造する力を養うこと、である。こちら、各授業科目はもとより、学科行事・大学行事を通じて達成するよう努めている。

令和5年度は、新型コロナウイルスの扱いが変わったが、感染拡大防止の観点から、学科行事・大学行事を公開実施には、慎重を期した。学生のプレゼンテーションの場をできるかぎり従前のように確保するよう努めた。コロナ禍4年目となり、企画実行の規模や伝達方法をさらに工夫した。具体的には、学科全体ではなく、ゼミ単位での活動を主にしたり、ウェブを活用したり、などの工夫をし、その質の向上に努めた。

教育目的・教育目標は、本学ホームページのほか、「キャンパスガイド」をはじめとする各種印刷物において広く伝える一方、学生に対しては、各学期当初のオリエンテーション等を通じて、直接伝達している。また、必修科目の「スタディスキル」において、学長講話を開講し、教育目的・教育目標に触れ、さらに沿革などの自校教育も実施し、全学生への徹底を図っている。

なお、教育理念の「敬愛・勤勉・聡明」は、学内の数カ所に掲げ、日常的に意識されるよう努めている。

地域・社会からの要請については、進路サポート課が行う「卒業生の評価に関するアンケート」の内容を、学科会議においても検討し、必要があれば、対策を打ち出すようにしている。

また、例年、年度当初に行われる講師懇談会も、情報交換の機会として捉えている。講師には地域・社会の実情に詳しい方が多いので、そこでもたらされる情報は有益なものが多い。

令和5年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、講師懇談会は、時間を短縮しての実施となった。

令和2年11月以来、大学改革室が設置され、担当理事による地域の企業への聞き取りを継続している。その結果に基づき、人材養成が地域・社会の要請に応えているかの点検も続けられている。今後も、この聞き取りと検証、それを受けての課題解消の動きを恒常化していく。

【区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

上田女子短期大学としての学習成果を建学の精神ならびに各学科の学習成果に基づき以下のよう定めている。

- (1) 社会人になるための豊かな教養を身につけている。

- (2) 各学科の学習成果に基づいた専門知識・能力を身につけている。
- (3) 身につけた知識・能力を社会の中で実践することができる。

幼児教育学科では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に関連させ、次の6つの学習成果を設定している。

- 1. 社会人になるための豊かな教養を身につけている。
- 2. 教育・保育の目的や支援について理解している。
- 3. 教育・保育の専門知識・技術を身につけている。
- 4. 教育・保育に必要な自然保育や福祉社会、芸術表現の知識と技術を身につけている。
- 5. 保育現場の課題を自ら設定し考察し、専門職として実践で活かすことができる。
- 6. 他者のメッセージをくみ取り、専門職として適切に対応することができる。

総合文化学科では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関連させ、次の8つの学習成果を設定している。

- 1. 豊かな教養を身につけている。
- 2. 社会人として活躍できる専門的知識・能力を身につけている。
- 3. 的確な判断により、問題を解決する力（問題解決能力）を身につけている。
- 4. キャリア形成のための自己分析や、社会に対する洞察力を身につけている。
- 5. 地域について理解し、地域社会に貢献することができる。
- 6. 人間関係において、他者を敬い、周囲と協調することができる。
- 7. 免許・資格等の取得に向けて意欲的に取り組み、その成果を社会生活に活かすことができる。
- 8. 状況に応じて、適切なプレゼンテーションを行なうことができる。

■ 幼児教育学科

幼児教育学科の学習成果は、建学の精神である「敬愛・聡明・勤勉」に基づき、豊かな教養を身につけ、幼稚園教諭、保育士を目指すものとして、その人格・資質を磨き、さらに専門職としてふさわしい知識・技能を身につけていることである。そして、それらの資格取得に関わる教育課程は、短期大学における資格付与の諸条件を満たしている。

幼児教育学科では、保育5領域に深く関わる専門科目や教養科目を必修・選択必修として設置し、学生はそれらを履修することにより保育者としての基礎力を身につけることができる。また学生は、自身の興味関心や得意分野に応じて、自然保育、福祉社会、芸術表現の3コースから任意のコースを選択し、各コースに設置された科目から自身の興味関心や得意分野に応じた科目を履修することにより、各専門分野への造詣を深めながら、基礎力と同時に、実践力や応用力を身につけることができる。

幼児教育、保育に関わる科目編成、学習成果の設定は常に最新の「学校教育法」に則って行われており、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づくカリキュラムが適用されている。

社会貢献活動を含めた学習成果については免許、資格の取得率、および関連専門職への

就職率の高さに反映され、就職状況については本学ホームページにおいて毎年公表している。

免許・資格関係の令和5年度の実績は、次の通りである。

幼稚園教諭二種免許状・・・83名

保育士資格・・・86名

レクリエーション・インストラクター資格・・・12名

介護職員初任者研修・・・13名

自然体験活動指導者（NEALリーダー）資格・・・24名

■総合文化学科

本学の建学の精神は、「敬愛・勤勉・聡明」である。この3点は、総合文化学科のディプロマ・ポリシーと、次のように結びつく。

敬愛：他者を敬い、周囲と協調する（6）

勤勉：免許・資格等の取得に意欲的に取り組む（7）

聡明：豊かな教養を身につけている（1）

よって、総合文化学科の学習成果は、次の3点が共通認識となる。

I. 「敬愛」の発露として、他者を敬い、周囲と協調できる。

II. 「勤勉」の結果として、免許・資格・検定にチャレンジする。

III. 「聡明」を体現して、豊かな教養を身につけている。

総合文化学科の、教育目的・目標のキーワードは、「豊かな教養と深い専門的知識」である。共通教育科目と専門科目の中で基礎的な科目によって教養を豊かにし、さらに専門科目をより多く選択することで、その知識を深めることを意図している。

学習成果については、本学ホームページ、本報告書において、内外に表明している。

免許・資格・検定関係の令和5年度の実績は、次の通りである。

中学校教諭二種免許状（国語）・・・5名

図書館司書資格・・・27名

学校図書館司書教諭資格・・・3名

教員採用試験合格・・・1名（長野県1次）

（長野県・愛知県）＊現役での合格は、4年連続で、2次試験合格は、三十数年ぶりの快挙である。

介護職員初任者研修・・・1名

MOS 検定・・・16名（受験者16名）

日商 PC 検定・・・なし（受験者1名）

ブライダルコーディネーター技能検定3級・・・14名（受験者20名）

アソシエイト・ブライダル・コーディネーター・・・14名（受験者15名）

ピアヘルパー・・・2名（受験者3名）

医療事務・・・16名（受験者22名）

秘書検定2級・3級・・・9名（受験者21名）

色彩検定2級・3級・・・7名（受験者10名）

パーソナルカラーリスト検定3級・・・11名（受験者14名）

例年、入学者の1割程度が教職課程を履修する。司書課程の履修者は3～4割程度、ブライダル関連科目を学ぶ学生は3割程度、医療事務を学ぶ学生は3～5割程度である。

令和4年度にくらべて、実績が顕著に伸びたのは、教職・司書・司書教諭・医療事務である。

なお、教員採用試験2次合格者は、愛知県での本採用を選択した。久しぶりに2次試験合格者を出し、教職課程最終学年の有終の美を飾ることとなった。

このほか、座学で得た成果を披露・応用し、さらに体験的に学ぶ機会として、総合文化学科では、事業所見学会（1年次夏季休暇中）・インターンシップ（1年次後期）・卒業研究発表会（全学年・後期末）がある。

これらのうち、令和5年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所見学会の実施方法を工夫し、密集を避ける形で実施した。インターンシップも、可能な限り希望を実現させ（14例）、春季休暇中に内定に達する学生も出た。

学習成果の定期的な点検については、年度末にさまざまな資料から学生の実態を把握し、「学校教育法」の短期大学の規定に照らしている。

両学科とも、学習成果を定期的に点検する資料としては、「授業評価アンケート」（学期毎）「卒業生の評価に関するアンケート」（学年末）がある。

「授業評価アンケート」は、名称を「授業改善アンケート」と改めた。また、従来のように学期末の実施であると、改善意見・要望を履修生に活かすことができない。そこで、令和5年度は、前年度に引き続き、授業回数の中間段階での聞き取りを試みた。

「卒業生の評価に関するアンケート」は、進路サポート課主導で取りまとめられている。結果を受け、シラバスに活かすべき指摘を学科会議で検討している。それぞれの改善点の検証については、各教員に任されており、全体的な検証のまとめは今後の課題である。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学では、幼児教育学科と総合文化学科それぞれの教育目的を踏まえた上で、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

■幼児教育学科の三つの方針は次の通りである。

【アドミッション・ポリシー】

1. 入学後の修学に必要な高等学校等卒業程度の基礎学力を持つ人
2. 子どもの育ちに関心を抱き、そのための知識・技術を身につける意欲を持つ人
3. 他者への敬意をもって行動できる人

【カリキュラム・ポリシー】

1. 豊かな教養を培う共通教育科目を設置する。
2. 教育・保育の本質と目的を学ぶ基礎理論に関する科目を設置する。
3. 教育・保育の対象を理解し、支援するための知識と技術を培う科目を設置する。
4. 学生が自身の得意分野や興味関心に合わせて学びを深め、応用力を高められるよう、自然保育、福祉社会、芸術表現の3コースを設置する。
5. 実際の現場を想定した課題を見出し、他者と協働して課題について考察を深める態度を培う教育を実施する。

【ディプロマ・ポリシー】

1. 社会人になるための教養を身につけている。
2. 教育・保育の目的や支援について理解している。
3. 教育・保育のための知識と技術を身につけている。
4. 教育・保育に必要な自然保育や福祉社会、表現文化の知識と技術を身につけている。

《免許資格取得の要件》

1. 保育現場の課題を自ら設定し考察し、専門職として実践で活かすことができる。
2. 他者のメッセージをくみ取り、専門職として適切に対応することができる。

■総合文化学科の三つの方針は次の通りである。

【アドミッション・ポリシー】

1. 大学生活を自己の飛躍の場と位置付けている人
2. 本学科のカリキュラムによって、豊かな教養と専門知識・能力を身につける意欲のある人
3. 地域社会と自己の関わり方を模索する意欲のある人

【カリキュラム・ポリシー】

1. 豊かな教養やキャリア形成のための力を養う共通教育科目と、専門分野の学びを深める専門科目を設置しています。
2. 専門科目は、ゼミナールと8つの分野からなり、各種資格・検定等の取得にも対応しています。必修科目は、ゼミナール4科目に加え、日本語表現・日本語学入門・日本文学入門・信州総合学・ホスピタリティ入門とし、日本語日本文学の学びをベースに地域総合科学科としての学びの範囲を広げていきます。
3. 実習・体験型の科目では、地域への理解を深めるとともに、他者を敬う気持ちや多角的な判断力と行動力を身につけます。

【ディプロマ・ポリシー】

1. 建学の精神を理解し、他者を敬い、地域・社会に貢献できる、豊かな人間性をそなえている。
2. 在学期間の学びを通じ、絶えず学び続けることの意義を理解している。

3. 特色ある教育課程を通じて、学習成果を収めている。

ディプロマ・ポリシーについては幼児教育学科、総合文化学科の各学科会議、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関しては、両学科の教員および職員からなる「アドミッション委員会」「教務委員会」が主としてその任にあたり、相互に連携しながら検討・点検を重ねている。特に総合文化学科では、令和5年度にカリキュラムを刷新し、すべてのポリシーの見直しを行なうとともに、「教育の基本方針」「教育目標」も明示した。

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは設置科目、必修や選択必修の指定、時間割等に反映され、学科の目標に沿った教育活動を展開している。

各方針は毎年発行される「キャンパスガイド」や本学ホームページで公表されている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

特になし。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

本学の自己点検・評価については、まず「上田女子短期大学学則」の第2条で定めた上で、「上田女子短期大学自己点検・評価委員会規程」を設け、学長が委員長を務める委員会組織を整備している。

自己点検・評価活動を通して、各学科、各委員会、事務局の各部署の仕事内容が全学的に明確に把握・理解され、現状や課題、改善点の認識が共通のものとなった。それらは、本学の教育研究活動において強く意識され、各学科、各委員会、事務局の各部署等の業務において、定期的に確認されながら反映されている。

これまで、平成 14 年度、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度の「自己点検・評価報告書」を冊子としてまとめ、学内及び県内の高等学校等へ配布し公表してきた。平成 20 年度からは本学ホームページ上で公表しており、直近 5 年分を閲覧できる。

本学は平成 21 年 3 月、平成 28 年 3 月及び令和 5 年 3 月に（財）短期大学基準協会による適格認定を受けた。この経験と実績を踏まえ、さらに、自己点検・評価活動の重要性が全学的に認識されるようになった。全教職員が自己点検・評価活動に関与し一丸となることで、本学の教育研究活動の改革・改善を図り、その成果を活用しながら質の向上を目指している。

高等学校等から得た意見については、可能な限り学生の入学後の教育に生かされている。意見の集約については、日常のアドミッション活動の際に得られる意見に加え、定期的に意見を伺う機会を設けている。令和 4 年度も、東信地区教育懇談会を開催した（信州短期大学と共催）型通りの次第になることを避け、後半に小グループに分かれてのワークショップを取り入れ、懇談の実を挙げることを目指した。

「自己点検・評価報告書」をもとに、各学科、各委員会、事務局の各部署等において、現状を確実に把握・認識するとともに、課題を検討し、次年度以降の活動に反映させ改革・改善を図っている。

〔区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

幼児教育学科・総合文化学科とも、下記に示した学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

- ① 履修カルテ（両学科）
- ② 実習評価報告書（総合文化学科）
- ③ 卒業研究（両学科）
- ④ 授業評価アンケート（両学科）
- ⑤ GPA 分布（両学科）
- ⑥ 学生状況調査（両学科）
- ⑦ 教育実習・保育実習・施設実習での実習先からの評価（幼児教育学科）
- ⑧ 免許・資格の取得率（幼児教育学科）
- ⑨ 免許資格取得率・専門就職率（総合文化学科）
- ⑩ 卒業生の評価に関するアンケート（両学科）

「①履修カルテ（両学科）」とは、個人の成績評価をもとにした履修の履歴と学習や学生

生活（幼児教育学科は実習記録も含む）等の履歴、到達目標に対する自己評価を学期ごとに収集し、ファイリングしたものである。学生は、各学期の初めに行われるオリエンテーションで自己評価を行ったうえで、卒業年度の後期には履修カルテを使った授業（「保育・教職実践演習」）やふり返り（総合文化学科）を行っており、学生は、ファイリングされた学びの履歴を見て、自分がこれまでの学修を通して、どのような知識や技能を身につけてきたのか、自身の課題は何かを理解している。ここで使用する履修カルテは、年度ごとに点検をして改良している。令和5年度から総合文化学科1年生においても履修カルテを用いて自己評価を行うようにした。

「②実習評価報告書（総合文化学科）」については、本学所定の書式に基づき、実習先から評価を受け、それに基づき事後指導にあたっている。

「③卒業研究（両学科）」では、学生が自身の興味や関心、課題をもとにテーマを設定し、各自の研究テーマについて追究をしたり、作品を制作したりして、その成果を論文にまとめる。指導教員は、学生が自身の研究テーマを追究し、その結果を論文としてまとめることができたかどうかを評価している。

「④授業評価アンケート（両学科）」では、出席状況や授業に対する意欲・関心といった学生自身の授業態度を尋ねる項目を設けている。すべての教員が、学期末に、授業評価アンケートを行い、「授業評価アンケート結果・改善レポート」を作成し、FD委員会に提出している。「授業評価アンケート結果・改善レポート」は、次年度以降の授業改善のために活用している。また、前年度に引き続き授業に関する学生の意見等を聞くために、「ミニットペーパー」と呼ばれる用紙を用意し、授業担当者が学生に配布、回収した。実施した教員は学生の自己評価や要望・意見を認識した上で、後半の授業づくりに生かすことができた。

「⑤GPA分布（両学科）」は、学期ごとにGPAを算出した後、GPA分布を掲示したり、各学生のGPAを成績通知に記載したりして、個別指導の資料にしている。

「⑥学生状況調査（両学科）」とは、シラバスを確認するか、授業の予習・復習を1日にどのくらいするかといった学生自身の学習状況について1年に1度行う調査である。調査の結果と考察を掲示することで、学生もその結果や学習に関する課題を確認できるようになっている。

「⑦教育実習・保育実習・施設実習での実習先からの評価（幼児教育学科）」については、文部科学省の教育実習コアカリキュラム及び全国保育士養成協議会の保育実習ミニマムスタンダードをもとに、本学科が作成した評価表に従って実習先に評価を依頼している。評価表には、園・施設の役割理解や子どもとのコミュニケーション、指導案の作成や提出物の記載状況、実習態度にまで至る項目がある。それらによって、各学生の学習成果がどれだけ実践的なものとなっているかが判断できる。年度末には実習委員会において評価項目の見直しを図っている。

「⑧免許・資格の取得率（幼児教育学科）」については、各科目の成績と実習先からの評価が総合されることで取得につながることから、学習成果の獲得を総体的に示すものである。なお、本学科では幼稚園教諭二種免許状の取得及び、保育士資格については多様な学生を受け入れるために選択としているが、例年9割を超える学生が幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の両方を取得している。

令和5年度の免許・資格の取得率は以下の通りである。

幼稚園教諭二種免許状…83／87名（95.4%）

保育士資格…86／87名（98.9%）

介護職員初任者研修…13名／15名（86.7%）

レクリエーション・インストラクター…12／18名（66.7%）

「⑨免許資格取得率・専門就職率（総合文化学科）」については、以下の通りとなる。

中学校教諭二種免許状（国語）…5／5名（100%）

図書館司書資格…27／28名（96.4%）

＊2年次の履修者数における取得率である。

学校図書館司書教諭資格…3／3名（100%）

介護職員初任者研修…1／1名（100%）

上記以外の資格の取得については、資格取得が即就職に結びつかないものもあるので、学生個々の自己実現に向け、多様なサポートをするよう心配りをしている。

「⑩卒業生の評価に関するアンケート（両学科）」は、進路サポート委員会が毎年5月に実施している。卒業生と卒業生の進路・就職先の人事関係者へアンケートを送付し、意見を伺い、進路支援に活用している。

学習成果の査定と査定の手法の点検は、教育課程及び三つのポリシーに基づきながら、主として各学科の学科会議及び各委員会で行っている。

科目担当教員は、以下の手順で自身の授業改善を実施している。まず、自身の授業について、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び前年度の「授業評価アンケートの結果・改善レポート」を踏まえた上で、授業概要、到達目標と学習成果、授業計画と内容、評価基準、評価方法、フィードバック方法、アクティブ・ラーニング等の授業方法、履修条件、授業外学習について検討しシラバスを作成する。授業担当者が作成したシラバスを、第三者がチェックする。実際に授業を行い、学習の評価（成績評価）を出す。授業評価アンケートを実施し、「授業評価アンケートの結果・改善レポート」を作成するなかで学習成果を評価し、自身の授業の課題を発見、分析して、次年度のシラバス作成及び授業に活用している。

本学では、教育の質を保証するために、学校教育法・短期大学設置基準等の改正を踏まえた短期大学評価基準について都度確認し、法令に従って対応している。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

幼児教育学科・総合文化学科とも、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを確立する必要がある。特に、改善（Action）については、FD委員会と連携し、課題の解決策を見出すための方法を検討する必要がある。

「⑩卒業生の評価に関するアンケート（両学科）」は、現時点では学習成果を評価するまでには至っていないので今後の課題である。

自己点検評価委員会の開催が不定期で、議事録を残すに至っていないので、次年度は、改善をはかる。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

自己点検・評価報告書（令和3年度）に記載した行動（改善）計画	その実施状況
基準 I 建学の精神と教育の効果	
本学の未来を見据え、大学改革室を設置し、大学運営に関する中長期のプランニングと、その実現のための具体策の提示に着手した。	大学改革室を前年度に立ち上げ、在学期間中から生涯に亘る学習の支援を考える「2+2+α」プラン及び「デザインの学び」をキー・コンセプトとして掲げ、前者に就いては、これを上田市始め地域にも浸透を図るべく、市、県、地元企業との接触を開始した。後者に就いてはデザイン力というものに構想力、設計力と捉え、更にはそれぞれが持つ財（＝資源、即ち、資質、人的・物的ネットワーク、時間 etc.）の配分法などに広げて広義に解釈すべきであり、それが人にとって私的生活、仕事上、双方に有益、否、それ以上に必須の素養であることを学内を中心に学生、教職員に改めて強調した。その一環として、物事に関する観察力、表現力を涵養する課目を採り入れたことに加え、地域貢献にも資するべくプロジェクト研究を立ち上げ、主体的に参画する学生が増えたことで学生の成長を確認することができた。とは言え、全て緒に就いたばかりであり、引き続きこれらのコンセプトを全学挙げて浸透させることが肝要である。 一方、高等教育機関としての基本である学術、教育の充実に就いては、課目のスリム化を図り学生の履修に便ならしめ、且つ両学科生が共通に学べる余地を増やし、又、教員としても履修科目の学びを深化させることをより一層配慮する様になったと考える。

既存の2学科をいかにして生かし切るかを念頭に、文部科学省による「総合改革支援事業」へのチャレンジも視野に入れ、本学の将来像を早期に確定し、発信・構築していく。	総合改革支援事業へのチャレンジに就いては、本学の体制で比較的達成に取り組みやすい項目から順次着手を始めている。
---	---

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科・総合文化学科とも、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを確立するための手始めとして、授業の中間期に授業改善のためのアンケートを行い、改善をはかる試みを計画した。また、本学の未来を見据え、大学改革室を設置し、大学運営に関する中長期のプランニングと、その実現のための具体策の提示に着手している。既存の2学科をいかにして生かし切るかを念頭に、文部科学省による「総合改革支援事業」へのチャレンジも視野に入れ、本学の将来像を早期に確定し、発信・構築していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

■ 幼児教育学科

幼児教育学科では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げられた諸要件を満たした学生に対して卒業認定を行っている。ディプロマ・ポリシーは以下の通りであり、学生の学習成果に対応している。

【ディプロマ・ポリシー】

- ①社会人になるための教養を身につけている。
- ②教育・保育の目的や支援について理解している。
- ③教育・保育のための知識と技術を身につけている。
- ④教育・保育に必要な自然保育や社会福祉、表現文化の知識と技術を身につけている。

ディプロマ・ポリシーは、学則の規定する卒業の要件、成績評価の基準を明確に示している。また、幼児教育学科では、免許・資格取得の要件を以下のように示している。

【免許・資格取得の要件】

- ①保育現場の課題を自ら設定し考察し、専門職として実践で活かすことができる。
- ②他者のメッセージをくみ取り、専門職として適切に対応することができる。

先に挙げたディプロマ・ポリシー 4 項目と免許・資格取得の要件 2 項目は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得にも直結するものである。さらにこれらは、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示された幼児教育および保育の理念を実践する専門職に求められる資質・能力に対応しており、その意味において社会的通用性をもつものである。また、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼

保連携型認定こども園教育・保育要領」が国際的な普遍性をもつ「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神を踏まえて策定されていることに鑑みれば、本学のディプロマ・ポリシーの国際的な通用性があると言える。

卒業認定及び免許・資格付与の可否については、各期末試験および単位認定会議（教授会）で常に審議され、また、ディプロマ・ポリシーについても幼児教育学科の学科会議で常に点検を行っている。

■総合文化学科

総合文化学科の令和4年度におけるディプロマ・ポリシーは、以下の3つである。これらは学生の学習成果に対応しており、これらを踏まえ、卒業認定を行っている。ディプロマ・ポリシーは、学則の規定する卒業の要件、成績評価の基準を明確に示している。

【ディプロマ・ポリシー】

1. 建学の精神を理解し、他者を敬い、地域・社会に貢献できる、豊かな人間性をそなえている。
2. 在学期間の学びを通じ、絶えず学び続けることの意義を理解している。
3. 特色ある教育課程を通じて、学習成果を収めている。

総合文化学科の卒業の要件（取得単位数 62 単位、内訳：共通教育科目 22 単位＋専門科目 40 単位）は、「キャンパスガイド」等において明示している。成績評価の基準は「シラバス」において明示されている。なお、資格取得の数については、上限・下限がなく原則として個々人の自由選択である。学生各自の力量・将来計画に沿った取得ができるよう、ゼミナール担当教員を中心に、個々に取得に向けたアドバイスを行っている。また、資格により要件が異なるので、印刷物（「キャンパスガイド」・「シラバス」）に加え、授業担当教員からも、年度当初・授業初回において、詳細な説明を行っている。また、免許・資格等の受験アドバイスについては、授業担当教員を中心に行っている。

総合文化学科のディプロマ・ポリシーは、社会的・国際的に通用性があると自負している。その根拠は、以下2点である。まず、総合文化学科において、学生は、地域や日本といった社会問題に常に関心を抱き、その中で専門的知識と技能を身につけている。このことから、社会的に通用性があると考えられる。また、本学において授与された資格を持って、ホテル・観光業界に就職して海外からの渡航者と英語で応対したり、海外に渡り国際的に活躍したりしている卒業生もあり、国際的にも通用性があると考えられる。社会的・国際的な通用性については、卒業生の進路先と、そこからの聞き取りで得られる回答をもって、現在も定期的に点検している。

問題点の指摘に対しては、聞き取り後、カリキュラムや教育内容等と照らし合わせ、新年度準備のための学科会議で善後策を講じている。以上のようにして、ディプロマ・ポリシーについて、定期的に点検している。

卒業認定の可否については、各期末試験および単位認定会議（教授会）で常に審議され、また、ディプロマ・ポリシーについても総合文化学科の学科会議で常に点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）は以下の通りであり、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応している。

【カリキュラム・ポリシー】

1. 豊かな教養を培う共通教育科目を設置する。
2. 教育・保育の本質と目的を学ぶ基礎理論に関する科目を設置する。
3. 教育・保育の対象を理解し、支援するための知識と技術を培う科目を設置する。
4. 学生が自身の得意分野や興味関心に合わせて学びを深め、応用力を高められるよう、自然保育、福祉社会、芸術表現の3コースを設置する。
5. 実際の現場を想定した課題を見出し、他者と協働して課題について考察を深める態度を培う教育を実施する。

■総合文化学科

総合文化学科のカリキュラム・ポリシーは、以下の3点であり、ディプロマ・ポリシーに対応している。

【カリキュラム・ポリシー】

1. 豊かな教養やキャリア形成のための力を養う共通教育科目と、専門分野の学びを深める専門科目を設置しています。

2. 専門科目は、ゼミナールと8のフィールドの科目群からなり、各種免許・資格等の取得にも対応しています。必修科目は、ゼミナール4科目に加え、日本語学入門・日本文学入門、信州総合学とし、日本語日本文学の学びをベースに地域総合科学科としての学びの範囲を広げていきます。
3. インターンシップをはじめ、実習・体験型の科目では、地域への理解を深めるとともに、他者を敬う気持ちや多角的な判断力と行動力を身につけます。

各学科の教育課程は、短期大学設置基準第4章～第5章の各条に則り、学習成果を踏まえて編成されている。卒業および資格取得に必要な科目のほか、学生の興味関心、得意分野に応じて履修できる科目を、必修・選択・選択必修に分けてバランスよく配置している。

単位の実質化を図るために、卒業の要件として学生が履修すべき単位数について各学科とも62単位と定めて学生に明示している。科目は学習成果の段階的な獲得が可能となるべく、年次、学期毎に適切に配置し、学生が系統的に学びを積み重ねられるよう工夫している。このため、特定の学期および年次に偏って多数の科目を履修したり、獲得すべき成果の順序に逆行したりするような履修はできない。一日に設定されている授業時間は最大5コマであり、また、一人の学生が同時時間帯に複数の授業を受講できないことから、年間または各学期において履修できる単位数の上限は自ずと定まっており、適切な履修範囲を逸脱する可能性はない。さらに単位の実質化をより厳格化するため、授業科目履修規程を改正して、令和5年度よりCAP制を導入した。

学生の成績評価は、短期大学設置基準第5章第13条に則り、前・後期各期末の試験、レポート、その他提出課題によって行っている。単位認定の可否は「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階であり、このうち「秀」「優」「良」「可」が合格とされ、単位が認定される。また、授業回数の3分の2以上の出席が課され、それに達しない場合は失格となり、単位認定考査の対象にはならない。出席回数のチェックは各科目担当者が厳正に行っている。

「シラバス」には、当該科目に関する下記20項目が明記されており、必要な内容を明示している。

- 1) 科目名 2) 担当教員名（実務経験の有無） 3) 授業形態 4) 単位数
 - 5) 開講時期 6) 必修・選択の別 7) ナンバリング 8) DPとの関連
 - 9) 授業概要 10) 到達目標・学習成果 11) 授業計画 12) 評価基準
 - 13) 評価方法 14) フィードバック方法 15) アクティブ・ラーニング 16) 教科書
 - 17) 参考書 18) 履修条件 19) 授業外学習 20) オフィスアワー
- 通信による学科・専攻科は設置していない。

各学科の教育課程の見直しを、教務委員会と学科会議なかで毎年行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

上田女子短期大学では、短期大学設置基準第4章第5条に則り、「共通教育科目」を設置して教養教育を行っている。このことは、「敬愛・勤勉・聡明」という建学の精神に則り、長野県東信地域で唯一の女子教育を担う高等教育機関として、幅広い教養を持ち、地域におけるさまざまな課題に関心を向けることのできる聡明さと、幅広い知識に基づく総合的な判断力を兼ね備えた女性を育成し、地域社会の期待と要請に応えることを理念とする本学の教育目的にも合致している。

社会における女性の地位と役割がますます重要性を増している現在、短期大学においては、進路決定に必要な専門的知識を修得することと並行して、地域に貢献する職業人としての自己像を確立し、キャリア形成と学びの基盤づくりをすることがとりわけ重要である。また、人々の生活や価値観が多様化している現代社会においては、人間の思想や文化に対する基本的な理解とともに、社会の複雑化やグローバル化にともなう経済や福祉、人々のコミュニケーションの変化等に関する鋭い感性を持ち、最先端の科学技術と自然への関心を持つ態度が欠かせない。

このため本学では、幼児教育学科、総合文化学科それぞれの専門科目に加え、両学科の学生が共通に履修できる「共通教育科目」を設置し、そのうち18単位を卒業に必要な単位としている。

令和5年度は「共通教育科目」を大幅に改変し、新カリキュラムの運用を開始した。新カリキュラムによる共通教育科目の概要は以下の通りである。

学び方を知る： スタディスキル、キャリアアップⅠ・Ⅱ

語を学ぶ： 英語Ⅰ・Ⅱ、英会話Ⅰ・Ⅱ

情報と付き合う：情報基礎Ⅰ・Ⅱ

体を育む： 体育理論、生涯スポーツ実技

視点を探る：

- ・くらす： 人間と自然環境、くらしとところ、くらしと憲法、くらしと経済
- ・つながる： グローバル・コミュニケーション、韓国語と文化、
中国語と文化、他大学連携科目、海外研修認定科目
- ・読み解く： 哲学と人間、宗教と人間、文学と人間、芸術と文化

デザインする： デザイン基礎、デザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ

これら共通教育科目の教育効果は、各科目の期末試験等の成績によって測定されるが、これらの履習・修得によって得た知識や教養は、それぞれの学科における専門科目の学習にも反映されるものと考ええる。

とりわけ「学び方を知る」に設置された「スタディスキル」は、本学の建学の精神「敬愛・勤勉・聡明」の意味と教育課程全体との関連性を理解する上で極めて重要な意味を持つものであり、本学の教育課程全体の導入科目として位置づけられている。

両学科の学生は、当該科目で習得した知識・方法をそれぞれの専門科目に援用・応用しながら、短期大学生としての自覚、学びの姿勢を身につけていく。

当該科目の具体的な授業内容は以下の通りである。

■ 幼児教育学科

科目名		スタディスキル（幼教）				担当	◎千葉 直紀・多田 幸子・岡村 綾華・小池 明		
形態	講義	単位数	2	開講時期	1 年前期	実務経験	—		
必修	卒業：必修 幼免：選択 保育士：選択					ナンバリング	5KA101	DP との関連	1
授業概要		この科目は「子どもと向き合う」ことを真ん中におく。幼児教育学科の幅広い学びをみなさん自身の本物の力にするためである。具体的には、人と出会い、行為と言葉を交わし、小さな共同がそこに生まれること、「向き合う」ことを体験する。 向き合う「人」は、教室の仲間、園の子どもたち、園を形づくる人びとである。それらの体験から、みなさんは、幼児教育を学ぶ“スキル”とその背後にある豊かな知恵を学ぶ。							
到達目標 学習成果		・子どもとの具体的な関わりにおいて、保育者である自分と子どもが相互に応答し合う関係であることがわかる。 ・このことを通して、主体的に学ぶ“スキル”を体験的に学ぶ。							
授業計画	回	内容							
	1	オリエンテーション				体験を通して学ぶとは行うことと知ること 入学前課題を持ってくる 個人調査書を書く			
	2	行うこと：学生どうし向き合う①				人との出会い、人から学ぶ①：学生同士で対話を行う 相手のプロフィールをつくる（ドキュメンテーション①）			
	3	行うこと：学生どうし向き合う②				人との出会い、人から学ぶ②：入学前課題について体験作文を書く（ドキュメンテーション②）			
	4	知ること：学生どうし向き合う まとめ				ドキュメンテーションで発表① ドキュメンテーション①②を振り返り、向き合うことについて語る【学びへの態度を知る】			
	5	行うこと：子どもと向き合う①-1				子どもの遊んでいる姿をじっくりと観る （ドキュメンテーション③：地図）			
	6	行うこと：子どもと向き合う①-2				子どもの遊んでいる姿をじっくりと観る （ドキュメンテーション④：詳細に加筆）			
	7	知ること：子どもと向き合う① まとめ				ドキュメンテーション③と④の視点の変化を発表 【子どもと向き合う際の配慮を知る】			
	8	行うこと：子どもと向き合う②-1				子どもと一緒に遊ぶ☆園児とバディを組む 表現する①			
	9	行うこと：子どもと向き合う②-2				子どもと一緒に遊ぶ 表現する② ※宿題：一緒に遊び気付いたことをレポートする（ドキュメンテーション⑤）			
	10	知ること：子どもと向き合う② まとめ				ドキュメンテーション⑤を発表 子どもとあなたの間に起きたことを知る ※宿題：全体で気づいたことをレポートする（ドキュメンテーション⑥）			
	11	知ること：全体を振り返る				ドキュメンテーション⑥の共有 【研究倫理の話】			
	12	行うこと：招待状を送る				園児（バディ）・親御さんへ学びの展覧会招待状の作成			
	13	知ること：保育と結びつける				これまでの出来事と保育との関連を体感する			
	14	学びの展覧会の準備				これまでの学びをまとめる（ドキュメンテーション⑦）			
	15	学びの展覧会への参加				これまでの学びを他者に伝える			
評価基準		・学習の方法を身に付け、自らの主体的な学びに生かすことができたか。 ・子どもとの具体的な関わりにおいて、学んだスキルを生かすことができたか。							
評価方法		グループワーク・ディスカッションへの参加 40% 授業への貢献 10% 各制作物 50%							
フィードバック 方法		ドキュメンテーションに対する対話							
アクティブ ラーニング		グループワーク・発表							
教科書		特になし							
参考書		特になし							
履修条件		本授業を通して、自ら体験したことを表現しようとし、他者に伝える姿勢をもつこと。							
授業外学習		事前学習：各課題に取り組む（各回 30 分）。 事後学習：グループのメンバーや子どもとの関わりを振り返る（各回 1 時間）。							
オフィスアワー		各担当教員のオフィスアワーを確認すること。							

■総合文化学科

科目名		スタディスキル（総文）				担当	◎大橋 敦夫・小池 明・総文教員		
形態	講義	単位数	2	開講時期	1 年前期	実務経験	—		
必修	卒業：必修					ナンバリング	5KA102	DP との関連	1
授業概要		短期大学生として2年間充実した学習を行うために、基本的な学習方法を学ぶとともに、専門分野への視野を広げる。具体的には、①講義を受けるスタイルの確立、②レポート作成法の理解、③専門分野に特有な研究方法の理解、である。							
到達目標 学習成果		① 受講する講義の資料管理ができる ② 教員の指示するレポート作成に対応できる ③ 自分の考えを深める方法を身につけている							
授業計画	回	内容							
	1	学び方を学ぶ①（小池学長）				短大生の学び			
	2	学び方を学ぶ②（大橋）				自校教育、入学前課題の振り返り			
	3	学び方を学ぶ③（大橋）				講義の受け方、情報整理法			
	4	専門分野の学び①（長田）				日本文学			
	5	専門分野の学び②（増田）				ブライダル			
	6	専門分野の学び③（遠田）				心理学			
	7	専門分野の学び④（小山）				外国語			
	8	専門分野の学び⑤（岡村）				デザイン			
	9	専門分野の学び⑥（井上）				図書館情報学			
	10	専門分野の学び⑦（大橋）				日本語学			
	11	フィードバック（大橋）				これまでの学び振り返り			
	12	ライティングスキル（大橋）				レポート作成法			
	13	リーディングスキル①（大橋）				新聞の読み比べ			
	14	リーディングスキル②（大橋）				文章の推敲			
	15	まとめ（大橋）				学習成果の確認			
評価基準		適切な思考ツールを利用し、教員の指示する提出物等に的確に対応できる。 明快に表現しようとする姿勢が身についている							
評価方法		リアクションペーパー（提出物）20% 期末レポート 80%							
フィードバック 方法		リアクションペーパーに対して、コメントを明示する							
アクティブ ラーニング		身体的距離を保ってのディスカッションを必要回に限り盛り込む							
教科書		オリジナル・プリント配布							
参考書		『大学生 学びのハンドブック』（世界思想社） 『一生使える、美しい日本語と敬語』（関根健一 PHP 研究所）							
履修条件		積極的に自分の意見を述べたり、ノートに筆記したりすること。また、クラスメイトの意見を傾聴すること。							
授業外学習		事前学習：これまでの自己の学びを振り返る（各回 30 分程度） 事後学習：授業内容について、プリント類を読み込み、要点をまとめる（各回 60 分程度）							
オフィスアワー		各担当教員のオフィスアワーを確認すること							

平成 27 年から、両学科共通の教養教育（「共通教育科目」）が実施されるようになり、両学科の学生が共に学ぶ場面が増え、相互に刺激し合う場面が出てきた。選択科目の数は、他短大との比較において多めで、学生個々の視野を広げるに十分な分野が展開されている。

令和元年度以降は、カリキュラム・ツリーを作成し、教養教育と専門教育の関連を明確にし、ホームページ上にて公開した。

なお、非常勤講師に依頼する科目も多いので、大学側から教育方針等の説明を通知し、学期中も学生の様子を随時伝えてもらうよう依頼している。各学期の授業終了後、「授業評価アンケート」の回答を踏まえ、FD 委員会を中心に、コロナ禍への対応を考慮しつつ、次年度に向けての改善点を協議した。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科では、短期大学設置基準第 4 章第 5 条に則り、以下 2 種類に大別される履修科目を設置して教育課程を編成している。

- 1) 幼児教育・保育に関わる専門職として必要な知識や技能の修得および資格取得に関わる科目（専門科目）
- 2) 幅広い教養を身につけ、豊かな人間性を涵養することを目的とした教養科目（共通教育科目）

このうち、教養科目において行う教育は、専門知識や技能の修得の前提となる実生活における知の充実や、基礎的人間力を養うことを目的とする。それらに設置された科目群は、「保育 5 領域」として設定されている「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の各領域と密接に関連しており、専門科目で扱う内容に直結するものである。このことから、双方の接続は保証されているといえる。

また、職業への接続については、幼児教育学科においては、2 年間で 5 回行われる教育実習との連携を図った展開が意図されている。

職業教育としての専門科目においては、教育効果が直接反映される機会として、実際の幼児教育・保育・福祉の現場での教育実習、保育実習、施設実習が特に重要である。実習先の教職員から直接学生の実習についての評価を聞き取り、教育・保育・福祉の現場で学生指導を行う「実習現地指導」を実施している。令和 3 年度は、新型コロナウイルスの状況を鑑み、「実習現地指導」については柔軟に実施した。また、実習終了後に実習先から送付される「評価票」の内容を詳しく検討して学生一人ひとりに伝達し、事後指導を十分に行っている。これら実習に関連する指導は、学科の教員によって組織された「実習委員会」が中心となって、事前学習の成否や実習先からの評価を常に把握しながら体系的に行

っている。以上のことから、職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組む体制は整い、機能しているといえる。

■総合文化学科

共通教育科目（教養科目）において、「スタディスキル」（1年次前期）「キャリアアップ I・II」（1年次前期・2年次通年）を必修科目とし、特に「キャリアアップ」は、2年間にわたって学ぶ基幹科目となっている。

総合文化学科では、選択科目の「インターンシップ」が就職活動の前段階となる可能性がある。夏季休暇に実施される「事業所見学会」（進路サポート委員会主催）とも連携が図られることが望ましい。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所見学会は実施できず、「インターンシップ」も受け入れ不可能となった事業所が多数に及んだ。また、「インターンシップ」は、受け入れ企業が「ワンデー」方式に多数シフトしており、日数など実施の仕方を見直す時期に来ている。

「スタディスキル」「キャリアアップ I・II」とともに、各授業時のリアクション・ペーパーあるいは提出課題から浮かび上がる課題について、授業担当者から学科会議への問題提起を随時行っている。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

幼児教育学科では、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように示し、「キャンパスガイド」や「学生募集要項」、ホームページ上で公表している。

【アドミッション・ポリシー】

- ①入学後の修学に必要な高等学校卒業程度の基礎学力を持つ人

- ②子どもの育ちに関心を抱き、そのための知識・技術を身につける意欲を持つ人
- ③他者への敬意を持って行動できる人

以上のアドミッション・ポリシーは、本学科が定める学習成果を卒業までに身につけるために、入学時に最低限必要となる基準として明示したものである。基礎学力は、大学生としての学びや専門職としての保育者にふさわしい知識や技術を習得する上で不可欠である。また、幼児教育・保育に対する関心や意欲は、2年間の学びを支えていく根幹になる。さらに、社会的に有為な人材を育成することを主眼とした本学の教育目的から、他者への敬意（コミュニケーションや社会性）を持つ姿勢が求められる。

■総合文化学科

総合文化学科では、アドミッション・ポリシーとして、次のものを示し、「キャンパスガイド」や「学生募集要項」、ホームページ上で公表している。

【アドミッション・ポリシー】

- ①大学生活を自己の飛躍の場と位置付けている人
- ②本学科のカリキュラムによって、豊かな教養と専門知識・能力を身につける意欲のある人
- ③地域社会と自己の関わり方を模索する意欲のある人

アドミッション・ポリシーは、本学の学習成果（ディプロマ・ポリシー）に対応したものになっており、この方針はオープンキャンパスや入試説明においても必ず示すようにしている。また、入学前の学習成果の把握・評価については、募集要項等で具体的な項目をあげて明示している。

両学科の入学者選抜の方法は以下の通りである。

- 「学校推薦型選抜入試（指定校）」
- 「学校推薦型選抜入試（公募A・B・C・D）」
- 「推薦特待生入試」
- 「SG 特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」
- 「資格特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」
- 「一般選抜入試A・B・C」
- 「総合型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期」
- 「社会人学生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」
- 「帰国子女学生入試」
- 「外国人留学生入試」

総合文化学科のみ実施

- 「長期履修学生入試」

このうち、「学校推薦型選抜入試（指定校）」「学校推薦型選抜入試（公募A・B・C・D）」では、書類審査と個人面接に加え、小論文を課した。幼児教育学科では、保育者としての資質と意欲に加え、基礎的国語力や表現力を確認している。また、総合文化学科では、社会問題への問題意識に加え、基礎的国語力や表現力を確認している。令和4年度入試（令和3年度実施）からは、小論文の代わりに本人提出書類（入学希望理由書）を以て学力評価の対象とした。

また、「推薦特待生入試」「一般選抜入試A・B・C」では、書類審査と個人面接に加え小論文を課し、保育者としての資質と意欲に加え、基礎的国語力や表現力を確認している。

「総合型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期」では、本学で保育者を目指す意欲を特に重視している。

「SG 特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」は、より高度な学力・応用力やコミュニケーション力を持つ学生が入学することを目指している。

「総合型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期」は、令和3年度入試（令和2年度実施）から内容を変更している。内容は、エントリー後に面談を行い、学修計画書提出を課している。その後面接試験（プレゼンテーション含む）を行って総合的に可否の判定をしている。

総合文化学科のみ実施の「長期履修学生入試」は、通常の修業年限（2年）を超えて在学し、短期大学の卒業資格を取得出来、あらかじめ希望の在学年数（3年以上最長6年）を定めておき、自分のペースやライフサイクルに合わせて、柔軟に履修計画を組むことが出来る制度である。多様な学びの受入体制として、選択肢のひとつになっている。

入学者選抜の方法は、各学科のアドミッション・ポリシーに対応したものとなっている。さらに、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの学科の選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

授業料、その他入学に必要な経費については、「大学案内」や「入試ガイド」、「学生募集要項」などに明示している。

入試広報課に専用フリーダイヤルを設け、高校生からの入試に係る相談に個別に対応している。LINEによる高校生からの個別質問にも、併せて対応している。また、両学科の教員と入試広報課担当職員をメンバーとした「アドミッション委員会」を組織し、広報活動全体の企画運営を行っている。高校訪問や進学相談会等は入試広報室長を中心として多くの教職員で対応している。オープンキャンパスは全教職員で運営し、学生ボランティアも動員して来学者への対応にあたっている。入試事務は、受付から結果発表まで入試広報課担当職員が担当し、結果発送業務は事務局全体が協力している。

受験生からの問い合わせは、学科の特徴や免許・資格、開設科目や時間割などのカリキュラムや進路に関すること、また、サークル活動や通学に関することなど学生生活全般にわたる。これらに加えて保護者からは、主な就職先をはじめ、学納金や奨学金、そのほか就学に関わる費用など、経済的な問題に関する問い合わせが多い。また、遠隔地の受験生や保護者からは、学生寮や近隣のアパート情報に関すること、一人暮らしや安全対策などに関する問い合わせもある。

これらの相談や質問などは、メールやSNS、フリーダイヤルの利用による方法が中心であるが、家族で来学し、実際に本学を見学して相談する受験生もいる。それらすべてに適切に対応している。

アドミッション・ポリシーを定期的に見直し点検している。具体的には、後期に教育懇

談会を開催し、高等学校関係者の意見を聴取して点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科の学習成果は以下の通りである。

【学習成果】

1. 社会人になるための豊かな教養を身につけている。
2. 教育・保育の目的や支援について理解している。
3. 教育・保育の専門知識・技術を身につけている。
4. 教育・保育に必要な自然保育や福祉社会、芸術表現の知識と技術を身につけている。
5. 保育現場の課題を自ら設定し考察し、専門職として実践で活かすことができる。
6. 他者のメッセージをくみ取り、専門職として適切に対応することができる。

幼児教育学科の学習成果に定められている内容は、いずれも、学生が卒業後に保育者として現場で働く際に求められる資質・能力を念頭に置いて定められたものである。それらは2年間での達成・獲得が可能であるべく教育課程の編成において設定されており、期末試験等の成績評価の他、以下の評価および実績によって測定され、具体性が確認できる。

- ① 教育実習・保育実習・施設実習 での実習先からの評価
- ② 免許・資格の取得率
- ③ 専門職への就職率

①については、本学科が作成した評価票に従って実習先に評価を依頼している。評価票には、園・施設の役割理解の他、子どもや施設利用者とのコミュニケーション、指導案の作成や提出物の記載状況、実習態度にまで至る項目がある。それらによって、各学生の学習効果がどれだけ実践的なものになっているかが判断できる。

②については、各科目の成績と実習先からの評価が総合されることで取得につながることから、学習成果の獲得を総体的に示すものであり、例年9割前後の学生が幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得している。

③は本学科が定めている学習成果を最も客観的かつ具体的に示すものである。令和3年度は9割の学生が専門職に就職した。

■総合文化学科

総合文化学科の学習成果は以下の通りである。

【学習成果】

1. 豊かな教養を身につけている。
2. 社会人として活躍できる専門的知識・能力を身につけている。
3. 的確な判断により、問題を解決する力（問題解決能力）を身につけている。
4. キャリア形成のための自己分析や、社会に対する洞察力を身につけている。
5. 地域について理解し、地域社会に貢献することができる。
6. 人間関係において、他者を敬い、周囲と協調することができる。
7. 免許・資格等の取得に向けて意欲的に取り組み、その成果を社会生活に活かすことができる。
8. 状況に応じて、適切なプレゼンテーションを行なうことができる。

総合文化学科の学習成果は、建学の精神（「敬愛・勤勉・聡明」）を基調としたものである。「敬愛」は、他者を敬い、周囲と協調できることであるが、それは、日々の学生生活や大学行事・学科行事を通して実現していくものである。「勤勉」は、結果として各自が目標とする免許・資格・検定にチャレンジし、成果を上げることがをねらっている。「聡明」は、豊かな教養を身につけることであり、それは、2年間の本学科での学びを通じて達成されるべきものである。

個々の科目においては、一定期間で獲得可能な内容を掲げるよう科目担当者に依頼している。獲得が不可能と判断される場合は、教務委員会から「シラバス」の再考を依頼し、一定期間内での学習成果の獲得を可能にしている。

それぞれの学習成果の行程については、カリキュラム・ツリーに盛り込まれている。

学習成果の測定には、シラバス上で到達可能な行動レベルの目標を設定しており、それへの到達状況をもって測定している。また、測定には量的な面と質的な面とがあるが、量的な面では、免許・資格・検定等の取得状況および進路決定状況により、明示される。また、それらの前提として単位取得状況がある。質的な面では、各学外実習における評価（インターンシップ・教育実習・図書館実習）がある。また、大学行事や学科行事等への参加を通しての自己の振り返り（多くはレポート作成）とその指導を通じての把握がある。指導の徹底は、ゼミナール担当教員が中心となっている。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

学習成果の獲得状況を把握するために、学期末ごとの単位認定会議において単位取得率、学位取得率、両学科の資格取得率（幼児教育学科の幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、レクリエーション・インストラクター資格、介護職員初任者研修や、総合文化学科の中学校教諭二種免許状(国語)、図書館司書資格、学校図書館司書教諭、介護職員初任者研修など）を、学期末に行われる単位認定会議で確認している。GPA 分布は、GPA 分布を成績優秀者の表彰や特待生、奨学金及び高等教育の就学支援対象者の選定・継続基準として活用している。

各学科や実習委員会では、月に1回程度設けられている会議において、履修カルテや実習評価報告書、教育実習・保育実習・施設実習での実習先からの評価をもとに学生それぞれの学習成果を把握するとともに、各学科の学生の学習成果の傾向も把握するよう努めている。

総合文化学科では、資格試験・国家試験の合格率は、その都度集計し、経年変化を見ながら、カリキュラム編成・シラバス作成の参考にしている。

質的データについては、幼児教育学科には独自に作成した「履修カルテ」がある。学生自身が「履修カルテ」に、成績評価をもとに履修の履歴を記録し、学習や実習、学生生活における学びを書き込んだりして、学生と教員が学期を経て、「成長した度合い」を評価している。

また、総合文化学科では、学期ごとのガイダンスで履修結果や評価 GPA などを確認し、「成長した度合い」を自己評価し次学期の改善に活かしている。教職課程では、「履修カルテ」で振り返り、達成度を自己評価している。この教職課程で培ったノウハウを生かし、全学科学生を対象とする「履修カルテ」を準備し、活用を始めた。

学生調査やインターンシップ、大学編入といった際に学生から得られた量的質的情報は、各科会や各委員会、教授会等で共有され、今後の学生支援のために活用されている。

学生調査は、教務委員会と学生委員会が企画・実施し、分析後在学生に結果を公表し、改善策を検討している。同窓生へのアプローチや「卒業生の評価に関するアンケート調査」により、雇用者からの情報を得て関係部署との連携を図っている。

総合文化学科の「インターンシップ」は、コロナ禍以来、当初の科目設定どおりの授業が成立しなくなり、「開講せず」の処置をとった。代わりに、進路サポート室主導のインターンシップ情報の提供を行ない、希望学生の要望に応えるかたちをとった。後期期間中にほとんどの1年生が経験し、事後、情報共有のための報告会を開催した。その流れにのり、春季休暇に就職活動を本格的に行なう学生も現れ、内々定の獲得につながる例もあった。

大学編入に関しては、希望者に対して、進路サポート課職員やゼミナール担当教員が個別にアドバイス・指導を行っている。

就職率は、進路サポート課にて算出し、学校案内、進路チラシ等で公表している。大学編入に関しては、希望者に対して、進路サポート課職員やゼミナール担当教員が個別にアドバイス・指導を行い、令和5年度は幼児教育学科で1名(3年次編入)、総合文化学科で2名(3年次編入1名・2年次編入1名)、計3名が4年制大学へ編入した。その他専門学校

(美術系・医療系)へ2名が進学した。

両学科とも、量的データである免許・資格・検定の取得者数及び在籍数、卒業数、就職率などは、ホームページ上に公表している。GPA 分布については、学生には掲示して報告しているが、ホームページなどで公表はしていない。質的データである「学生状況調査」は、集計結果の傾向や回答内容のポイントを分析して学生用に学内にて掲示をしている。これらに加え、令和3年度より教員養成に関する情報の公表にも努め、教員免許状の取得状況や教員への就職状況、教員養成に関する取り組み状況などを公表している。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

■幼児教育学科

卒業生に対する進路先からの評価は、在学生の教育実習・保育実習先に本学卒業生が在籍している場合、聴き取りによって知ることが出来る。また、市や県単位の幼稚園、保育所、施設等の組織が主催する懇談会、連絡会議等で得る情報も貴重である。それらの情報は科内で共有し、教育内容の検討に活用している。

学内に設置された進路サポート課では、卒業後1年経過したときに、学生の就職先に「卒業生の評価に関するアンケート」を依頼し、勤務状況について把握している。そこで得られた情報は、進路サポート委員会、学科で情報共有し、学生指導に活かしている。

■総合文化学科

例年5月に雇用者への調査（「卒業生の評価に関するアンケート」）を進路サポート課で実施している。「卒業生の評価に関するアンケート」の結果については、幼児教育学科同様に、進路サポート委員会と、学科会議を中心に対策を立てる体制をとっている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教養教育を目指して幼児教育、総合文化両学科共通に設定されている「共通教育科目」については、特に選択科目において、両学科の学生が偏りなく履修しやすい時間割設定が実現されなければならない。

卒業生の動向および就職先からの評価については、その結果が学科の教育内容に確実に反映されるよう、関係部署の連携をさらに充実させていくことが課題である。

学習の成果を総合的に判断できる GPA 分布について、学生には報告しているが、公表はしていないので、ホームページ等で公表することが今後の課題である。

両学科とも入学者の選抜に関しては、推薦入学試験、各種特待生入学試験、総合型選抜入学試験等の効果についてさらに検討を重ねる他、国の指針を考慮した選抜方法の研究も必要である。

総合文化学科では、学生の学びの選択の幅を広げつつ、現在の予測不可能な社会に対応

可能な人材育成のためのカリキュラムの再編を行ってきた。この点について、選びやすい、学びやすい、時間割が実現できたか、検証していくことが課題である。

アドミッション・ポリシーが、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示していることになるのか、継続して検証する必要がある。また「SG 特待生入学試験」、「総合型選抜入学試験」への応募動向や入学者の入学後の様子を注視し、その効果を検証していかなければならない。

受験生を取り巻く環境の変化に適切に対応するべく、広報の ICT 化を進めている。今後は、受験の問い合わせ等において、SNS を活用した方法などもさらに考慮した対応が必要である。

また、令和 3 年度入試の大幅な入試制度改革の検証を継続し、さらなる制度改革を如何に進めるかが次年度以降の課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

総合文化学科の教職課程が閉鎖となる（令和 6 年 3 月）。この際、カリキュラムを総合的に見直し、アップデート・強化を図ることが継続課題である。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

教員は、授業科目の到達目標に即した成績評価基準を定め、その成績評価基準を「シラバス」に示し、成績評価基準に基づいて学生の学習成果の獲得状況を評価している。具体的には、小テスト、課題、レポート、授業態度、試験等により、教員は授業における学生の学習成果の獲得状況を適切に把握し、問題のある場合には、各学科会議や関連する委員会、部局において対応を協議している。

FD 委員会は教務委員会とも協力して、教員の資質向上に力を入れている。これは非常勤講師も対象である。前期と後期に学生による「授業アンケート」を実施し、授業評価の資料を得ている。令和元年度からは WEB 形式で、各教員 1 科目以上の「授業アンケート」を実施している。今後もアンケートの質問内容・実施方法等について見直しを行っていく。

「授業アンケート」集計後は、各教員が自身の「授業アンケート」を確認し、それぞれの授業の価値と改善点を探ったうえで報告書を提出するなど授業改善に活用している。

幼児教育学科の教育目的・目標の達成状況の把握・評価については、主として実習及び実習関連科目に対する学生の取り組み状況を中心に把握・評価している。実習については、実習園から送られてくる実習の評価や学生自身の自己評価をもとに、教育目的・目標の達成状況を把握している。また、免許・資格の取得状況からも、教育目的の達成状況を把握・評価している。

総合文化学科の教育目的・目標の達成状況については、免許・資格・検定に関わる科目の履修状況・取得状況を中心に把握・評価している。免許・資格・検定に関わる学びの状況は、学生一人ひとり違うので、卒業に至る指導と共に、ゼミナール担当教員が積極的に科目担当者と連携している。同一科目や同一分野の授業担当者間において、日頃から情報交換をはかり、特に緊密な協力体制が築かれている。

なお、毎年、年度当初に実施している全学的な非常勤講師との懇談会については、令和 5 年度も 5 月初旬に本学にて実施した。加えて、学内において個別に懇談する機会を増やし、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図るよう努めた。

学期ごとの単位認定会議において、全学的な達成状況を専任教員は把握・評価することになる。

学生に対する履修及び卒業に至る指導については、授業担当者と学生支援課が連携し、学生の履修状況を把握したうえで、ゼミナール担当教員が自身のゼミナールの学生への指導を行っている。必要に応じて、学科長、教務委員長、学長がゼミナール担当教員と共に

学生指導を行う。

事務局職員は建学の精神、両学科の教育目的・目標と、第4次経営改善計画及び各年度の事業計画、更には所属部署の職務内容を踏まえ、各自年度初めに自己目標を設定している。その目標を基に学生の資格取得・卒業に至るまでの支援・学生生活及び進路活動においてのサポートや情報提供を行うなどそれぞれの役割を果たすことで、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。具体的には、学生の出席状況の把握、成績管理、休講・補講の連絡、幼稚園教諭第二種免許状・保育士資格の取得手続き、学生の実習手続きの指導・支援、就職内定に向けての面談指導などきめ細やかな対応をすることで、学習成果の獲得に貢献している。

事務職員は資格試験の合格率の把握、資格取得手続き状況、就職先の把握により、教育目的・目標の達成状況を把握している。

教育関係の設備については、教職員や学生の意見を聴きながら整えている。令和5年度は茶室スロープカーの整備。25番教室照明器具交換。図書館システム「情報館」新プレミアム版へ移行し、録音映像資料の検索が可能になることに加え、自動貸出返却装置も入れ替えたことにより利用者の利便性を図った。その他には工作工房（こな工房）の備品整備。経年劣化した森の教室音響設備、21・24番教室へブルーレイプレイヤーの交換など学習成果を達成するための教育環境を充実させた。

学生の状況については、月に1回の管理者会議及び事務局会議において、各部署より報告がなされ事務局全体で情報を共有している。学生生活のなかであがってくる個々の事案については、都度学生支援課が中心となり、保健室、ゼミ担任と関連部署が連携し対応している。必要に応じて新入生に対して高校側や保護者等と情報を共有し、スムーズな学生生活がスタートできるよう支援を行い、入学後も連携してきめ細かいサポートを行っている。また、学生支援会議には事務局から学生支援課長及び学生委員が出席するとともに、各部署より代表者が出席して学生の情報を得ることに加えて、事務局からも情報提供を行い、学生の現況を把握して学生生活及び学習成果の獲得のためにバックアップしている。

進路サポート課職員は、学生支援課・実習指導室及びゼミ担任等と学生の学習の状況や進路希望を共有し、学生一人ひとりの情報を把握しながら学生の希望に添ったきめ細かい進路支援を行っている。また、個別の面談等から得た情報から、学生の現況を把握したうえで新たな取り組みを都度模索している。

学生の成績記録については、学生支援課において「学校法人北野学園文書取扱規程」に基づき適切に保管している。

図書館には職員2名を配置し、原則として平日9時から17時30分まで開館している。令和5年度の開館日数は219日であった。通常の図書の貸し出し冊数は5冊以内であるが、夏季・冬季の長期休暇中や実習時は無制限にし、利便性の向上に努めている。

図書館の専門的職員（司書）が行っている学生の学習向上のための支援は、以下の通りである。

①レファレンスの実施

レファレンスの内容と回答方法を職員間で共有し、以後同様の質問があった時に備えている。質問内容によっては、不足している図書や資料があるので、補充をしている。学生の希望する図書や資料を購入するリクエスト制度により、利用意識の向上にもつな

げている。

②PC等の整備

図書館システム「情報館」を導入して、学内外から所蔵資料を検索できる。館内には蔵書検索用パソコンを3台配置してある。令和5年度には、蔵書検索（OPAC）サービスのバージョンアップを行ったことにより、すべての資料区分の検索や貸出状況等の自動更新、スマートフォンでの閲覧、ブックリストの公開が可能となった。

その他にも、デスクトップパソコン10台、ノートパソコン11台、タブレット端末5台を備えており、インターネットやマイクロソフト・オフィス、各種データベースを利用できる。

③各種データベースの導入

データベースはCiNii（国立情報学研究所）、ジャパンナレッジLib（㈱ネットアドバンス）を導入している。また、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスが利用できる。

④情報リテラシー講座

学内のゼミナールに向けて「情報リテラシー講座」を開催し、学習向上の支援を行っている。

⑤企画展示

図書館の蔵書を、テーマやコーナーを設けて積極的に利用者にアピールしている。テーマを決めて絵本などの展示や紹介をする「テーマボックス」は、以下の通り年15回行った。

- 第1回（4月）「ヨムゾー50号 おとな入門」
- 第2回（5月）「おめふりの日に読みたい絵本」
- 第3回（6月）「ヨムゾー51号 LGBTQ+」
- 第4回（6月）「たなばた」
- 第5回（7月）「あつ〜い夏がやってきた」
- 第6回（9月）「ヨムゾー52号 宇宙に想いを馳せる読書」
- 第7回（9月）「秋の実り」
- 第8回（10月）「絵本でHappy Halloween!」
- 第9回（11月）「秋を彩る絵本」
- 第10回（11月）「ヨムゾー53号 映画の原作本 第12弾」
- 第11回（12月）「ハッピーメリークリスマス!」
- 第12回（12月）「絵本でぬくぬくあたたまろう」
- 第13回（1月）「もうすぐ海外研修! ソウル・韓国特集」
- 第14回（1月）「決定!! 第11回ヨムゾー大賞」
- 第15回（3月）「ぽかぽかあたたかい春の絵本・読み聞かせに関する本」

その他、教員の推薦する図書のコーナーを設けている。このコーナーには「シラバス」に掲載されている教員の推薦図書のほか、授業を進めていく上で教員が逐次学生に推薦する図書資料や、図書館広報誌「みすず」の記事で教員が学生に薦める図書も置いている。

⑥学外機関との協力・提携

NACSIS-ILL（国立情報学研究所）に参加し、相互貸借・文献複写を行っている。また、「信州共同リポジトリ」は長野県内 16 の高等教育機関で構成されており、本学は平成 22 年度から参加している。この「上田女子短期大学リポジトリ」で、本学の「紀要」や「所報」などの刊行物を公開している。平成 26 年度からは、本学の公開講座を収録した『生きる』『創る』『語る』、学科の論集である『見つめる』『文化の諸相』、本学の歩みを示した『上田女子短期大学の二十年』も閲覧できるようになった。

現在、コンテンツ登録数は 1,796 件である。これは、長野県内 16 大学・短期大学の中で第 3 位、累計訪問者数は 4,947,303 で第 3 位であり、多くの利用者がいることがわかる。

⑦その他

本学創立 50 周年記念事業の一環として絵本コーナーの整備を行い、「おやことしょかん Biv(ビブ)」と名付けた。附属幼稚園の園児と保護者に開放し、令和 5 年度は延べ 64 名の利用があった。その他学外者に向けては、イベントに合わせて 2 回の開放日を設けた。

また、平成 26 年度より学生と地域の方々との交流を目的として開催している「図書館講座」を 2 回開催した。

令和 5 年度に附属図書館主催で開催したイベントは下表の通り。

	内容	参加者数
2023 年 10 月 28 日(土)	図書館講座①「ボードゲーム交流会」 (担当：井上奈智専任講師)	21 名
	学外者に「おやことしょかん Biv(ビブ)」開放	9 名
2024 年 2 月 3 日(土) “うえじょ としょかんのひ”	図書館講座②「「図書」の館にある「本」でない もの一なぜ上女図書館にゲームがあるの？」 (講師：井上奈智専任講師)	7 名
	学外者に「おやことしょかん Biv(ビブ)」開放	11 名
	「上田を愛した作家 池波正太郎展」(※池波正 太郎真田太平記館との連携企画)・館内見学	21 名

教職員は、授業や学校運営において積極的にコンピュータを活用しており、ほとんどの教職員が基本的な ICT 活用能力を身につけている。授業ではパワーポイントを活用している教員が多く、それにともない普通教室へのプロジェクター・スクリーンの設置を漸次進め、ほぼすべての教室で使用可能となっている。学内 LAN はおおむね整備されており、教職員への諸連絡はメールにより行われることが多い。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、Office365 を使用したオンデマンド型遠隔授業を実施することになった。Office365 の環境は令和 3 年度以降も継続され、対面授業においても併用して学習支援システムとして活用できるようにしている。さらに、必要に応じて Zoom を会議にも利用し、より積極的にコンピュータを活用している。

教職員は、学生に対してコンピュータの利用を奨励しており、各学生にはメールアドレス

スを配付している。また令和5年度から共通教育科目のカリキュラムを改訂して運用を開始した。その結果、「情報基礎Ⅰ・Ⅱ」の授業内容を見直し、ICTに関する能力を高めるような内容を強化することにした。幼児教育学科・総合文化学科とも情報系の科目では、課題・レポートのメール提出を義務づけており、学生のICT活用能力の向上に努めている。このような取り組みにより、令和2年度以降、コンピュータ利用の機会が増えている。また、令和6年度の入学生より

また、施設面では情報処理演習室を2教室設置しており、教室が空いている場合は、学生が自由にコンピュータを利用できるような環境を整えている。補助金の交付を受け、学生貸出用のノートパソコンを整備し、自宅にパソコン環境が整っていない学生には貸し出している。学内のWi-Fi環境も、順次アクセスポイントを追加しており、利用範囲はほぼ学内全域をカバーしている。

教職員用端末のOS・アプリケーションのバージョンアップ等には、IT・セキュリティ委員会が教職員に対して必要な情報の提供や、操作上の質問に対応するなどサポートを行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科では、入学生がスムーズに短期大学の学習と生活に入り、順調に学習成果を獲得できるよう、入学前の2月に対面方式の入学準備プログラムを行っている。学生生活のイメージが持てるようなガイダンスと、入学生や教員が交流できるプログラムを実施

している。この時に入学前課題の説明を行い、入学生に課題を課している。「入学前課題」については、入学後に「スタディスキル」においてプレゼンテーションを行っている。

入学式翌日からの2日間のオリエンテーションでは、本学の建学の精神に基づいた教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）の説明とともに、教務ガイダンス、学生生活ガイダンス、進路ガイダンス等を十分な時間をかけて実施し短期大学での学びの理解を図っている。学生生活ガイダンスでは、学生生活全般についての心得や学生支援制度の説明を行っている。

教務ガイダンスでは、卒業に必要な単位取得及び幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得のための科目履修方法はもちろんのこと、介護職員初任者研修修了証明書及びレクリエーション・インストラクター資格、自然体験活動指導者（NEAL リーダー）資格取得のための科目履修方法、登録の方法、時間割など必要事項を丁寧に説明し、3つのコース制についても触れている。加えて、1年次後期開始時の教務ガイダンスでは、「履修カルテ」を配布し記入をさせている。

学生支援のための刊行物としては、「キャンパスガイド」「シラバス」「実習ガイドブック」があり、それらはオリエンテーションの段階から、2年間の学びの中で随時有効活用されている。

入学前の経験が入学後の学習成果の獲得に影響することの多い実技科目「キーボード・ソルフェージュⅠ」については、オリエンテーションの中で行うガイダンス及び習熟度調査によってグレード別にクラスを編成し、経験や技量の個人差に配慮した指導を行っている。特に苦手意識を持っている学生には、2年前後期において器楽の補習クラスを用意している。

本学科は、少人数ゼミナール制をとっており、学習面や生活面だけでなく、保育者を目指す上でのさまざまな不安や悩みを、ゼミナール担当教員に相談できる体制をとっている。加えて2年生では、進路サポート課においてキャリアコンサルタントが個別相談を行い、情報はゼミナール担当教員や実習指導担当者と共有し、必要に応じて定例の学科会議において報告され、きめ細かな指導を行う体制をとっている。

通信による教育は行っていない。

意欲的な学生に対しては外部視察や研修会のスタッフ、学外学習の機会の提供を行っている。

留学生の受け入れ及び留学生の派遣は行っていない。

学習成果の獲得状況は主として各学期末の試験によって把握され、科目担当者はその結果を踏まえつつ、常に自身の教授法や指導法の研究・改善に取り組んでいる。また、実習先からの評価も学習成果の獲得状況を把握する材料として重視され、学科内に組織された「学科会議」「実習委員会」において常に吟味・検討され、学生指導を工夫している。また、「キャリアアップⅠ・Ⅱ」を必修科目として設置する他、基礎学力向上のための「数学講座」や「公務員試験講座」等を開講し、早い時期から就職に向けて学力向上への意識や、就職に対する心構えを持たせるように工夫している。

■総合文化学科

総合文化学科では、入学手続者に対して、例年、入学式が行なわれる直前の3月に、「プ

レ・ガイダンス」を実施している。履修の仕方の概略や、学生生活についての説明を中心に情報提供し、新学期が、よりスムーズにスタートできるようにするのが狙いである。全体の解散後には、個別相談の時間も設け、少しでも入学手続き者の不安を取り除くよう努めている。

例年、入学式の翌日から2日間かけて、学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。

新学期のオリエンテーションのうち、「履修ガイダンス」が、学習成果の獲得に向けて、学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法や科目選択のためのガイダンスとなる。さらに、就職活動・教職課程等をガイダンスする中に、先輩からのアドバイスの時間を織り込むなどの工夫を取り入れている。これらの工夫は、令和5年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、長時間化を避けるため省かざるを得なかった。

大学全体と各学科内容を案内する「キャンパスガイド」、授業科目のガイドとして「シラバス」、合計2種を発行している。

基礎学力が不足する学生への対応として、令和4年度から入学前課題の内容をみなおし、高校卒業時の基礎学力を把握する要素を盛り込んだ。それを受けて、高校段階の学力の欠損補充を意図したカリキュラムを一部展開している。そのために、関係科目のシラバス構成を工夫した。その効果の検証は、学生の2年間の成長と合わせて実施したい。また、科目によっては、進度の遅い学生については、担当教員の判断で補講が行われる場合もある。令和6年度前半期に、検証結果を学科会議で共有し、次の課題に取り組む。

基礎学力の補充については、対応すべき事例が微増しているので、システムの構築と「シラバス」の見直しの必要を感じている（特に、外国語および情報関係科目）。

学習上の悩みなどの相談については、ゼミナール担当教員と科目担当教員とが連携を取りながら、個々の学生にアドバイスしている。加えて、学生相談室の利用をもとに全学的な体制で相談に応じている。

通信による教育は行っていない。

優秀な学生をさらに伸ばす方策としては、グレードの高い検定試験等へのチャレンジを促すことも必要である。その試金石として、令和4年度カリキュラムから英語の上級者向けに専門科目の中に「英語コミュニケーション」を開講した。（実際の成果が挙がるのは、令和6年度から。）

留学生の受入・派遣については、コロナ禍にあつては、停滞を余儀なくされている。感染状況の落ち着きをにらみながら、受入・派遣とも、本学との提携が可能な教育機関を探る準備を進めている。なお1985年以来、中国・北京から6か月間・2名の外国人特別研究生を受け入れてきたが、こちらも、コロナ禍にあつて、受入がストップしたままである。オンラインによる交流活動など、代替えになる方策の検討が課題となる。

免許・資格・検定など、量的・質的データを把握している学習成果については、担当教員が主導し、学科会議の中で、随時点検している。必要に応じ、関係部署との連携を図る対策を講じている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織としては「学生委員会」がその任にあたっている。月1回の定例委員会で情報共有と課題解決を図っている。職務が多岐にわたるので、主担当の責任者を決め、以下のように分けている。

- ①自治会（学友会）・サークル
- ②学海祭（文化祭）
- ③学生寮（紫苑寮）
- ④学生相談
- ⑤奨学金
- ⑥式典
- ⑦人権同和教育

この委員会は教職員からなる組織で、担当ごとの職務を随時進めている。さらに、学生が社会人になった際に、社会保障に関して学ぶ機会がないことから、学生委員会が中心となって、9月の後期オリエンテーションにて、講師を招いた年金および健康保険セミナーを実施した。

サークル活動、学園行事、自治会、地域連携センターのボランティア活動など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されており、学生の主体性を引き出すような支援を学生委員会が行っている。きめ細かなアドバイスを行うため、自治会・サークル、学海祭（文化祭）の主担当者は学生との綿密なコミュニケーションを図っている。

令和5年度の学園祭は、1日目は学生のみで体育祭を実施し、2日目は新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことから来場者を限定せず、コロナ禍前と同様に行った。学生の希望により、各ゼミナールによる露店を実施し、9店の露店を出した。その他、催しものは北野講堂でのステージ発表に加え、教室等本館では、各サークルの制作物の展示や、ゼミ活動等での学びの展示を行った。

学生食堂は学生ホールと兼用で使用している。感染症対策のため、座席数を減らしていたが、今年度よりコロナ禍前に近い241席と21席（電源付き）の1人席に戻した。ただし、継続して、昼食は学生ホール以外に1階は16番教室、17番教室、2階はパソコン室・保育演習室を除く教室（20番、21番、23番、24番、25番教室）においても、昼食・休憩場所としている。食堂は外部業者へ委託しており、授業日は11時～13時半まで常時10種類以上のメニューを提供している。委託業者とは常に販売状況の確認、本学の要望等について打ち合わせを行い、女子学生のニーズに合うメニューを依頼している。学食営業が行われていない時間帯や長期休暇中などに、手軽に購入できるように、軽食（パン、お菓子、カップラーメン）を備えた自動販売機を2台設置している。手頃な価格で購入できる軽食は、学生に好評である。各自動販売機の売り上げ数は、毎月搬入業者より報告資料を受領している。また、飲料については3台設置しているが、本学の利益となる販売手数料を出来る限り抑え、安価で販売している。本学に売店設置は無いが、学内のグッズは学生支援課で、履歴書等就職関連については進路サポート課で、それぞれ販売を行い、学生の便宜をはかっている。学生が自由に利用できるコピー機を令和2年度より実習指導室内に設置している。年間使用枚数を一人あたり40枚と限定するが使用料は無料である。学生が講義の合間などに憩える場として、裏庭にはパラソル付のベンチを配置。この他にも学内にベンチを置いて学生が気軽に集えるよう配慮している。

令和2年度に後援会より寄贈された可搬式のジェットヒーター2台と、令和2年度卒業生より卒業記念品として寄贈された大型ジェットヒーター1台が、寒さ対策に大変役立っている。これにより暖房器具が無かった体育館やエアコンだけでは補いきれなかった北野講堂においても、学生が過ごしやすい環境を整えている。また、令和4年度は暑さと換気対策のため、後援会より大型ファン2台の寄贈があった。これにより、冷房設備のない体育館でも空気循環が可能となり、以前より過ごしやすい環境が整った。

令和5年度は、学生委員会が日本学生支援機構の「物価高に対する経済対策支援金」を活用して、希望した学生116名に向けて食料支援を行った。6～7月に学生へアンケートを取り、ご飯系、パン系、パスタ系の希望を取り、9月に希望に合わせた食料を支援した。食料の依頼先は本学卒業生が多く就職しているスーパーへ依頼し、卒業生と共にメニューを検討した。受け取った学生へのアンケートでは、物価高騰のなかで、嬉しい取り組みであると多くの意見があった。

宿舎が必要な学生に対しては支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。本学園敷地内に徒歩2分で通学できる学生寮（紫苑寮）がある。希望者には平日の昼食・夕食を安価で提供している。寮内にはパソコン・ピアノも設置され、授業の予習・復習や課題作成なども行えるよう配慮している。Wi-Fiの使用も可能である。寮生活については本学学生委員会の教職員が常時相談にのり、きめ細かい支援を行っている。また2019年度入試合格者（平成30年度実施）より1人部屋希望者の受入れを開始している。令和4年度4月の

受入状況は、1人部屋が全学年で14名、2人部屋が20名である。

学生寮の防犯対策を強化するため、敷地内外に監視カメラ7台を設置している。また、夏場の過酷な温度上昇に備え全個室に冷暖房を完備し、1年を通して快適な寮生活を送れるよう整備している。令和3年2月に寮敷地内に設置した自動販売機は、本学の利益となる手数料は課さず、販売価格に還元している。売れ行きは好調である。

学生寮の他、本学と提携している民間アパートがあり、学生支援課で資料を揃え斡旋している。

自家用車での通学用に、キャンパスの隣接地に100台分の駐車場を確保している。駐車場入口には防犯カメラを設置すると共に、必要に応じて職員が見回りにあたっている。また、自転車及びバイク通学者向けに、屋根付きの駐輪場を設置している。学生の通学路の外灯設置については、地元自治会・塩田交番・隣接大学と連携しながら安全な通学が出来るよう配慮している。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

奨学金としては、以下の2種類がある。

① 本学独自の奨学金

本学独自の奨学金として、北野奨学金がある。令和5年度の利用者は4名であった。

奨学金の種類

1. 北野奨学金

- ① 一般奨学金（入学後申込時に手続きを行う）
- ② 海外研修奨学金（海外研修申込時に手続きを行う）
- ③ 緊急奨学金（緊急時に申込み手続きを行う）

2. 北野次登奨学金（目的は緊急奨学金と同じであるが本奨学金は給付型である）

3. 修学支援給付奨学金（進学希望時に申込み手続きを行う）

修学支援給付奨学金は、平成29年度入学生より申し込みを受け付けている。また、入学金特別減免制度（同窓生優遇措置）、学業・人物が優秀な学生を対象とした特待生制度を設けている。

② 外部奨学金

外部奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を取り扱っている。奨学金の学内諮問委員会としては学生委員会が中心となり、奨学生の推薦、適格認定、指導を行っている。また本学は、高等教育の修学支援制度の対象機関として認定され、令和2年度より給付型奨学金と授業料減免の取り扱いを行っている。本学における令和5年度の利用者は、給付型44名、貸与型99名（一種：46名、二種：53名 重複あり）、授業料減免44名であった。

採用の種類

- 1. 予約採用（高等学校在学中に予約申し込みを行う）
- 2. 在学採用（入学後、申込み手続きを行う）
- 3. 臨時採用（日本学生支援機構が臨時に行う採用）

③ 令和5年度長野県保育士修学資金貸付等事業（長野県社会福祉事業団）

平成29年度から実施されている貸付事業について希望学生に対する推薦等の対応を行った。この修学資金は保育士養成施設を卒業後1年以内に保育士登録をして、長野県内において児童の保護等の業務に5年間従事した場合、貸付額が全額返還免除となるも

のである。令和5年度は、2名が採用された。なお令和4年度入学生で継続貸付を受けている学生も16名であった。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類へ引き下げられたことから、基本的な感染症対策は継続しつつ、健康観察の送信を中止し、学生ホール等のアクリル板を撤去した。インフルエンザなどの感染症が4年ぶりに流行したこともあり、注意喚起のメールは必要に応じて送信した。

心身両面の支援は、各ゼミナール担当教員が学生の相談に応じるほか、保健室職員や公認心理師・臨床心理士の資格をもつ2名の学生相談員が、個別に学生の相談に応じている。学生相談室は、非常勤の学生相談員2名が年66日間開室し対応した。原則予約制で、緊急時は予約なしの相談にも応えた。心身両面の支援以外に、令和5年度は進路支援にも力を入れた。進路サポート課やハローワークと連携を図りながら、就労に対する不安の軽減、自分に合う職業選択を模索してもらう機会の提供に努めた。コロナ禍で中止および縮小していた、相談室の周知および学生同士の交流の場として企画している「なごみ企画」を復活させ、前期、後期に各1回開催した。新たに「ハーバリウムづくり」を取り入れ、参加した学生にたいへん好評だった。「なごみだより」は5回発行し、相談室の周知やなごみ企画の案内・報告などを掲載した。

「学生支援会議」を年に6回開催し、教職員が統一した支援ができるよう集団守秘義務の範囲内で情報共有を行った。情報共有の方法を見直し、会議の効率化を目指し、優先的に情報共有が必要な案件のみを議題とした。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。以前より年に一度実施してきた「学生生活満足度調査」は、令和元年度より「学生状況調査」に名称を改め、教務委員会と合同で、全学生を対象に調査を実施している。令和5年度は前年度同様に9月に実施し、アンケート結果及び考察は12月に掲示にて学生に公表した。

令和5年度は、留学生は在籍していない。在籍の場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制は、外国人特別研究生制度を準用することになる。外国人特別研究生制度は、北京市人民対外友好協会から派遣される2名の研究生を半年間受け入れるもので、40年近い実績がある（1985年受入れ開始）。今後、留学生が入学した場合は、学生個々の状況を的確に把握し、学習支援・生活支援とも、多文化共生に理解の深い教職員（国際交流委員会所属）主導のもとに、アドバイスを行うことになる。なお、日本語教育については、入試段階で、大学の講義を理解できる日本語力を求めているので、特別な支援は本来不要なはずだが、学生ボランティアによる学習支援チームの設置（過去に実績あり）などが考えられる。

社会人学生が在籍する場合の社会人学生に対して、ゼミナール担当教員と学生支援課が連携して学習支援をする体制を整えている。履修に関することは学生支援課が対応し、学習・生活全般に関してはゼミナール担当教員が担当する。授業内容に関する質問や授業に対する要望には、各科目担当教員が対応する。令和5年度は、公共職業訓練「保育士養成科」の訓練生が6名入学し、訓練生としての2年生は6名在籍していた。

障がい者の受入のための設備としては段差の改善・階段の手すりや、2箇所の障がい者用トイレ、本館にはエレベーターが2階まで設置されている。階段の手すりについては、既に設置されている本館東階段（1階～3階）同様に、平成30年度より、西階段にも手す

りを設置している。令和6年度の合理的配慮義務化に向けて、障害学生支援体制整備委員会を中心に、障害学生支援体制の整備を行った。障害学生支援に関する基本方針を策定し、合理的配慮の実施に至る手順について試行し、検討した。本学で提供できる合理的配慮の内容や組織内の連携についても試行を重ね、検討し、学生委員会の規定の変更を行った。

長期履修生を受け入れる体制を整えている。長期履修学生に関しては、在学年数3年以上6年以内として受け入れ可能である。令和5年度は1名在籍していた。

学生の社会的活動の把握は、ゼミナール及びサークルの担当教職員に加え、地域連携センターが行っている。学生の主体的な活動については、活動届・学外活動届等の届出書を地域連携センターへ提出することとしている。活動について両学科の学科会議・教授会等においても情報を共有するとともに、特に優れた実績を残した学生には卒業時に表彰している。

また、活動前後の広報活動にも力を入れている。具体的には、学生主体の企画を地域で展開する際に報道機関に対し告知記事及び当日の取材を依頼したり、SNSでの発信を行ったりすることで、学生の活動意欲の向上や学習意欲につなげている。

学生が授業で学んだ内容を活かし、学外で行うボランティア活動で経験し学ぶことが出来ている。自ら行う自主的な活動が地域貢献や地域活性化につながっていることを実感し、社会参画への意識を高めることにつながっている。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

進路支援のための組織として幼児教育学科、総合文化学科より選出された教員数名と進路サポート課職員で構成されている「進路サポート委員会」がある。委員会では、進路相談の他、求人開拓、キャリア教育及び公務員受験対策他、各種セミナーやガイダンス等の立案・実施、進路希望調査・個別面談の実施などを行っている。委員会は月1回、定例会議を開催し、学生の動向把握、求人情報、イベントセミナー等の企画・立案などに対して活発な意見交換を行っている。その内容は各委員より、学科会議や教授会・事務局会議等で報告され、全学で情報を共有している。

学生が求める進路支援を行うため、進学希望の学生には、本学宛てに届く指定校先の紹介や、出願時の応募書類の指導、面接対策などを行っている。就職希望の学生には、就職活動を行う上で必要なマナーや知識を身につける進路セミナーを行っている。セミナー内容は、履歴書等応募書類の書き方、身だしなみを含むビジネスマナー、名刺交換の仕方自己分析、インターンシップへの参加指導等を行う他、学生や園・企業等の要望をもとに学

内にて以下の個別の説明会を行っている。

- ・ 9 月 企業交流会（総合文化学科 1 年生）

企業の人事担当者と卒業生を含む若手社員から社会に出て働くことについて、話を聞くと共に、前期セミナーで学んだビジネスマナーを実践する場にもなった。社会で働く企業担当者から身を引き締めて話を聞く、質問する交流会は、今後の就職活動に踏み出す一歩となった。

- ・ 11 月 ジョブトーク（総合文化学科 1 年生）

上田職業安定協会との共催で開催し、令和 5 年度は 21 社の企業が参加した。当日は各業種の人事担当者及び若手社員と対話形式で行い、仕事内容だけでなく、社会人として働くことの意味、ワークライフバランスなどについて情報収集し、今後の自身の就職活動に向けて、意欲を高めることを目的に実施し、学生 56 名が参加した。

- ・ 12 月 公務員保育士合同説明会（幼児教育学科 1 年生）

7 自治体が参加し、公務員保育士を希望する学生に、各自治体の保育環境・保育実践の特徴等を理解して選択肢を広げることを目的として実施した。15 名の学生が参加した。

- ・ 2 月 企業研究セミナー（両学科 1 年生）

企業 16 社を招き学内にて対面で開催した。翌月 3 月より本格化する就職活動に向け、直接人事担当者より説明を受けることで、各企業の業務を理解することはもちろんであるが、多様な業種・職種に興味を持ち、自身の方向性を決めるきっかけの場となっている。

進路支援を行う部署として、「進路サポート課」があり、学生は予約なしでいつでも自由に来室が可能であり、常駐する職員 2 名が相談に応じている。また、地域連携センター長が進路サポート委員であり、学生の面接指導を行っている。

進路サポート室には、幼稚園・保育所・企業等パンフレット、就職試験対策問題集、進学、編入学・留学に関する資料等が備え付けられており、学生が必要とする情報を得られるよう努めている。求人票に関しては、職員が情報を入力後、室内にある 3 台のパソコンで学生自身が自由に検索できる。また、進路サポート課前の掲示板と共に、学生により多くの情報を発信するために学生ホールにも進路用の掲示板を設置し、求人情報は基より、進路に関するイベントや現在の進路状況等をタイムリーに見られるよう工夫している。求人情報や個々の案内については、メールでも配信し、迅速な情報発信も行っている。

進路サポート課では個別相談、模擬面接、エントリーシートや履歴書の添削など個々の学生の状況に応じて、一人ひとりの心に寄り添った支援を行うことで、信頼関係を構築している。また、学生の状況に関しては、ゼミナール担当教員、学生支援課、学生相談員等と情報交換し、より効果的な支援を目指している。

令和 5 年度 1 年生の学生には、進路セミナーにて 1 day を含めたインターンシップへの

積極的な参加を指導した。その結果、8～9割近い学生が複数の就業体験に参加した。この参加をきっかけに企業への電話のかけ方、メールの書き方を実践し、その後の採用試験の受験に繋がった学生もいた。

2年生に対しては、卒業前に、社会人になるために必要な心構え・基礎知識の確認や、不安を解消することを目的に「内定者フォローアップセミナー」を実施している。幼児教育学科では園・施設の各施設長や園長経験者を招き、社会人としての心構えや現場での注意事項など、より詳しい現場の現状を聴く機会を作り、就職に向けた精神面の準備を促している。総合文化学科では、進路サポート委員から、学生と社会人の違いを中心に、仕事に対する姿勢等について説明し、緊張感をもって社会にでることを指導した。また、入職1年目に抱えがちな悩みに対する対処などについても触れ、エールを送った。

学科の専門教育とつながる資格は、幼児教育学科では幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、レクリエーション・インストラクター資格、介護職員初任者研修が取得できる。令和4年度より準学校心理士は加盟校、NEALリーダーは養成団体となり、希望者は資格取得が可能である。総合文化学科では、中学校教諭二種免許状（国語）、図書館司書資格、学校図書館司書教諭資格、介護職員初任者研修等が必要科目の履修によって取得できる。他資格取得に関しては、4月のオリエンテーション時に年間の検定スケジュールを周知し、その実施時期に応じて掲示やメールで連絡することに加え、資格関係の関連科目担当教員等と連携し、多くの学生がチャレンジするよう促した。その結果、令和5年度の本学内で実施した資格試験ではのべ149名が受験し、108名が合格した。

資格報奨金は学習に対する意欲向上に役立っている。令和5年度はのべ51名に資格報奨金を授与している。

就職試験対策については、学生から提出される「就職試験受験届」を業種ごとに整備し、筆記試験の内容や、面接試験の詳細等の情報を提供している。それを職員がより丁寧にサポートすることで、受験する学生が事前にスムーズな受験対策が取れるように整えている。

公務員を希望する学生には、専門講師による対策講座を開講している。内容としては、数学が苦手な学生向けには、1年次7月に「数学基礎講座」を開講し、苦手意識を解消できるように対策を行っている。その後、1年後期には「基礎力養成講座」、2年前期に「直前対策講座」を開講し、本番試験にむけて長期で対策を行っている。今年度は、学生たちの積極的な受験と進路サポート室の声かけが功を奏し、令和5年度は公務員保育士にのべ13名（内1名は2自治体に合格）、行政職4名、教員1名（長野県・愛知県両方合格）が合格し、採用された。

進学・就職状況については、毎月学生の進路に関する活動の進捗状況や決定状況などを進路サポート委員会で報告・分析し、同委員会に所属している教員が各学科会議で報告している。さらに教授会で報告することにより、全教職員が情報を共有している。また、就職活動が停滞気味の学生の情報については、各ゼミナール担当教員にも、状況報告を行い、連携して学生の就職支援を行っている。

年度末には内定先の業種別一覧を作成し、委員会で分析して教授会で報告するとともに、それをもとに今後の指導方針の検討に有効に活用させている。

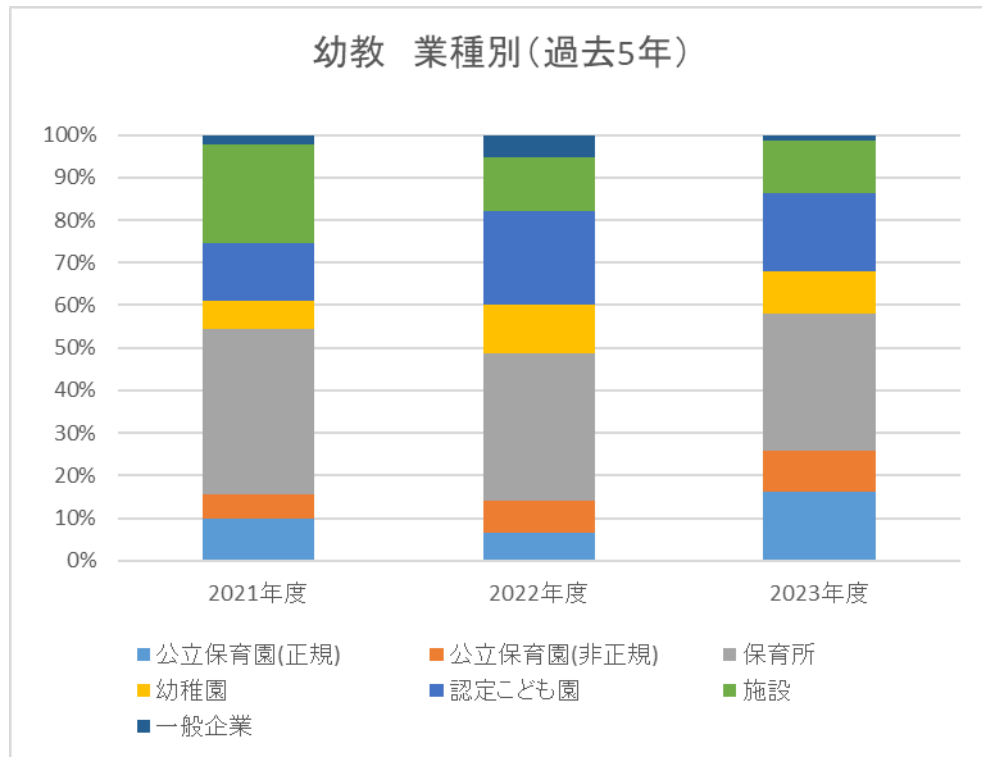
進学・留学の支援については、進路希望調査を行った際に、進学・留学希望の学生に対し個別相談を行い、教職員が一体となり願書の書き方や面接指導など、希望学生がスムーズ

に受験できるよう支援している。また、進路サポート課では進学（指定校・編入学など）・留学の情報をまとめ、資料として提供している。令和5年度は 幼児教育学科で1名（3年次編入）、総合文化学科で2名（3年次編入1名・2年次編入1名）が4年生大学への編入試験に合格している。その他、専門学校への進学は2名である。

令和3～5年度 幼児教育学科 就職先業種推移

業種	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立保育園	9	5	13
公立保育園(嘱託)	5	6	8
私立保育園	36	25	26
私立幼稚園	7	9	8
認定こども園	12	17	15
その他 福祉施設	22	12	10
一般企業	2	4	1
合計	93	78	81

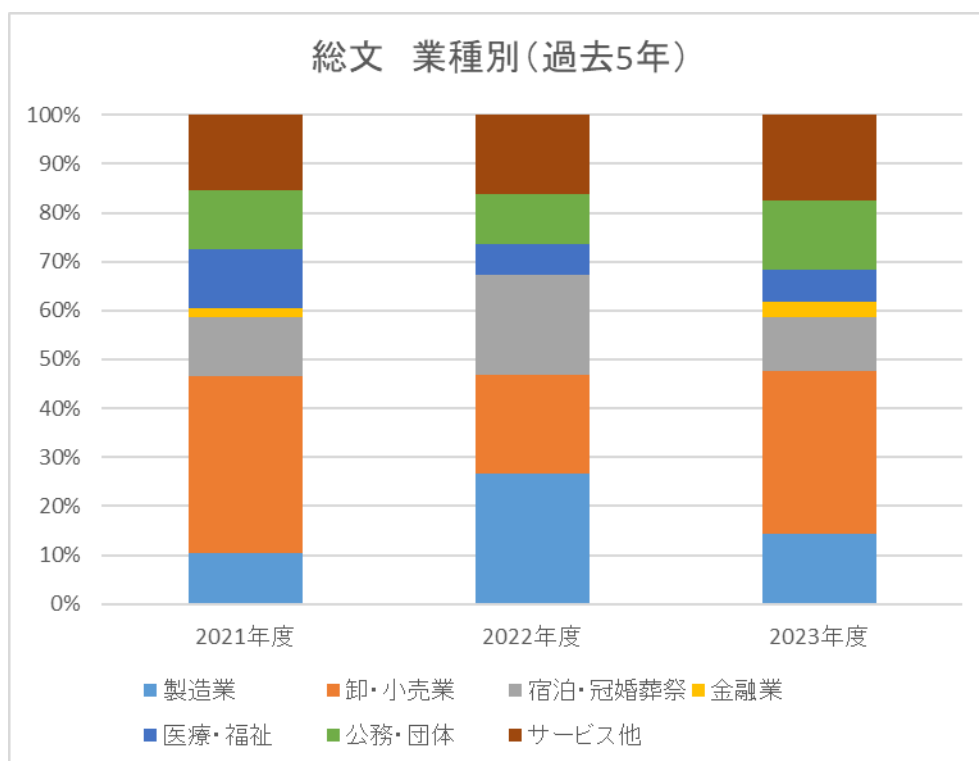
卒業生	94	81	89
-----	----	----	----



令和 3～5 年度 総合文化学科 就職先業種推移

業種	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
製造業	7	13	8
卸・小売業	21	11	22
金融業	1	0	2
公務・団体	7	6	9
不動産業	2	0	0
宿泊・飲食サービス業	8	10	9
生活関連サービス業	3	3	2
医療・福祉業	7	3	4
その他	3	4	7
合計	59	50	63

卒業生	68	55	82
-----	----	----	----



令和5年度 幼児教育学科キャリアアップⅠ、Ⅱ講座内容

1年生（後期）	2年生（通年）
・前期のスタディ・スキルで学んだ「人と向き合う」という体験と学びを基に、新たなもの・ことを生み出し発展させる力を身につける ・自分たちが考えた遊びをはじめとし、園児たちとその遊びをよりよく創り出すことを体験する ・仲間や子どもたちと遊びを創り出していくことにより、ものごとを良くしていくためのキャリアアップスキルを習得する ・自分たちで作りに上げたプロセスを冊子にまとめることによって、自ら行ってきた活動の意味を俯瞰的に追及する ・学びの展覧会によって自分たちが行ってきたことを他者に伝え、質疑応答を通して学びを深める ・保育現場が求めている人材像について想像し、自己の体験と重ねる ・創り出し、失敗し、やり直す経験を通して、自己の社会人としての姿を考える	・前年度の進路状況と、前期の動きをふまえた上での今後の活動について ・就職活動中の学内（対同級生）でのマナーについて学ぶ ・就職活動中の学外（体就職活動先）でのマナーについて学ぶ ・園、施設へのアプローチについて ・求人票の見方、応募書類の送付等について ・文章作成の基礎をおさらいし、分野テーマに合わせた小論文作成練習を行う ・面接試験の流れとその対策を学ぶ ・個別面接に向けた自己PRについて学ぶ ・集団面接に向けた対策を学ぶ ・職場における円滑なコミュニケーションの築き方について学ぶ ・職場という社会環境の中での役割を担うとはどういうことかを学ぶ ・利用児・利用者支援の根幹にかかわる4つのテーマでのディスカッションを行う ・労働基準法、就業規則と職場の規則について学ぶ ・保育職の倫理について確認する

◆令和5年度 総合文化学科キャリアアップⅠ、Ⅱ講座内容

1年生（後期）	2年生（通年）
・本授業の概要、目的を理解する ・キャリアに関する質問紙に答えて、自分の求めるキャリアについて理解する。 ・少人数のグループで与えられた課題に取り組む ・非言語、言語コミュニケーション ・自己概念とは何か、コラージュ作成 ・新社会人の立場からキャリアを考える ・社会人としての言葉づかい、礼儀作法 ・社会人としての聞き方、話し方 ・面接の種類と基本マナー、面接の流れと対策 ・OGの就活体験談を聞く ・どのように働き、いかに生きるかについて考える	・本授業の概要、目的を理解する ・面接力を向上させるために大切なこと ・自己理解を深める ・コミュニケーション力向上 ・キャリアデザイン＝人生形成という概念、及び多様性と偶然性を理解する。 ・ワークライフバランス ・ある女性の生き方を動画視聴し、キャリアについての理解・考えを深める。男女共同参画社会についても考える。 ・OGの就職活動体験談を聞く。 ・キャリアデザインセミナー（県次世代サポート課）：OGを含むロールモデル2名を迎えて。 ・労働契約の基本・労働者の権利と保護 ・生涯賃金・社会保険制度・公的年金など ・キャリアアップⅡの総括

◆就職試験対策内容

- ・キャリアアップⅠ、Ⅱ講座
- ・公務員試験対策講座
 - 公務員ガイダンス（1年次5月）
 - 「数学基礎講座」（1年次7月）
 - 「基礎力養成講座」（1年次9月～1月）
 - 「直前対策講座」（2年次4月～7月）

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

幼児教育学科の各科目のコアカリキュラムには、分野をまたいで設定され、複数科目にわたっての関連性が明らかなものも多いことから、今後の教育課程策定にあたっては、近接分野・異分野を問わず、分野間の有機的な関連性を視野に入れた立体的な学びのイメージを学生がもつことができるような工夫をすることが課題である。平成29年度の「再課程認定」で示された、「コアカリキュラム」におけるICT関連機器の活用促進は、未だ不十分である。今後どのようにして教育課程のなかにICTを取り入れられる可能性があるのか、また必然性があるのかについて引き続き検討していくことが課題である。

「授業アンケート」全容を公的に閲覧する方策は行われておらず、今後の課題である。

図書館活用の活性化の課題としては「アクティブ・ラーニング」や「ラーニングコモンズ」が挙げられる。図書館に限定せず短大全体でこのような機能を持てる場所の設置を検討していくことが課題である。

資格支援の自主講座を開設している教員に向けては、何らかの支援策を行うことが課題である。

障がい者の受け入れについては、本館の西階段に手すりを新たに設置したものの、敷地内及び施設内のバリアフリー化は遅れている。今後も引き続き見直しを行い、対策を講じていくことが課題である。

ボランティアの継続性については全体的な活動状況を学生が把握し、学年を超えても継承できるような機会を設けていく。また、これまで以上に学生が主体となり活動を進めていくことが出来るように枠組みを整えていく。

進路支援においては、近年、公務員を志望する学生が増えている中で、一次試験での教養試験を突破することが課題となっている。令和3年度より社会系を公務員試験対策の専門業者へ依頼、令和4年度より数学系も専門業者へ依頼しているが、本学の対象学生に合ったカリキュラムとするよう検証することが課題である。

編入学を希望する学生には、早期から相談に応じているが、履修科目内容により、3年次編入が難しい場合もある。2年次編入では短大2年間分の学費を加えると5年分の学費を要するため、経済的負担が増える。3年次編入を叶えるためには、シラバス内容の検討が必要であり、学科および教務委員会と検討していくことが課題である。

キャンパス隣接地の駐車場と学内敷地を隔てる市道には横断歩道や信号機がないため、横断には危険が伴うことが課題である。

学生駐車場の白線が薄くなり、見えづらくなっている。特に運転の初心者が多いことから、見やすくなるよう引き直す必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

自己点検・評価報告書（令和3年度）に記載した行動（改善）計画	その実施状況
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	
単位認定の可否は「優」「良」「可」「不可」のこれまでの4段階であったが、令和2年度入学生からは「秀」を加えた。	単位認定を「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階に設定し、単位認定を行った後にGPAの分布図を作り、教務委員会と教授会で査定を行った。
カリキュラム・マップは完成し、年度末に公開できた。これらの推移を見つめ、課題を発見する必要がある。	カリキュラム・マップをホームページで公表し、カリキュラムの流れを明示した。
専門職への就職率は毎年90%以上を保つようにしていく。	幼児教育学科の専門職就職率は個別面談や学内説明会の実施により95%だった。

幼児教育学科の資格取得は、自然保育コースの設置に伴い、「自然体験活動指導者（NEAL リーダー）」の資格取得を可能にし、コースを特徴付けるとともに、就職時に活かせるようにしていく。	養成団体認定校へ申請し、認可を受けた。これにより、指定の授業を受講することで NEAL リーダーの資格を取得することが可能となった。ただし、ガイダンス、認定試験は授業以外で実施する必要がある。例年は主に 2 年次の 1 月に集中講座を実施していたが、早い段階で NEAL リーダー養成講座をスタートすることで、授業時の理解度アップ、また就職活動でも面接等で自然体験活動について語れることが増えている。
学習成果の状況を教員間で把握・評価するために、カリキュラム・マップを完成させ、本格的な運用に結びつけていく。	学習成果の状況を教員間で把握・評価するために、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングを行い、カリキュラムの体系を明示することができた。
学生用駐車場を 100 台分確保しているが、授業日によっては、駐車スペースが足りないことも時に生じている。マイカー通学条件の見直しとともに、学生用駐車場のさらなる確保について検討していく。	学生駐車場は正門前に 100 台分確保しているが、授業日により駐車できない際は、キャンパス西側にある、駐車場(本学所有敷地内)を案内している。
入試制度改革に伴い、入試制度の整備や試験科目とその評価について、アドミッション・ポリシーに合致しているかを引き続き検討していく。また、入学志願者の選抜試験の手続等において、IT 化の可能性を探るとともに、入試広報においては効果的な IT の活用を進める。	入試制度改革に伴う入試制度の整備や試験科目とその評価について、検討を重ねている。また、入試種別ごとや出身高校及び出身地区ごとに入学者追跡調査を行っている。出口調査も併せ、GPA 分析をしているが、更なる入試制度改革への提言には至っていない。また、入学者選抜試験の手続等において、IT 化への道筋は具体的に描けていない。
図書館活用の活性化については、時代の大きな変化と共に、学生の主体的な学習活動がさらに活発になることへの期待は大きい。学習機能向上のため、できるだけ早期に実現させる方策を考えていく。	図書館内にアクティブ・ラーニングスペースを設けることは、部署の移動などにより難しくなったため、実現できていない。
ボランティアの継続性については、全体的な活動状況を学生が把握し、学年を超えても継承できるような機会を設けていく。また、これまで以上に学生が主体となり活動を進めていくことができるように、学内支援体制や枠組みを整えていく。	ボランティアの継続性については、学年間での活動の継承が途絶えることが無いように、定例で学生同士が学年をまたいでの打合せを行うことや各種ガイダンス等でボランティア活動の呼びかけを行っている。活動の報告や成果物等については、課題も見

	られるので、学生の経験を形にして次につなげていきたい。
進路支援においては、近年、公務員を志望する学生が増えている中で、一次試験での教養試験を突破することが課題となっている。令和3年度より文系のみ専門業者へ依頼することを決定したが数学系の充実が未定である。そのため、令和4年度より数学系も専門業者へ依頼することを検討する。費用としては上がるが、学生負担を可能な限り削減するために、一部短大負担を検討する。	数学系も公務員試験対策の専門業者へ依頼し、講座を開始した。受講料としては以前より上がったが、1コマごとの受講料を決めて、請求額と学生徴収分の差額は短大負担とした。（今までは請求額を参加学生で按分していたため、変動があったものを固定にした。）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

単位認定の可否は4段階評価（「優」「良」「可」「不可」）から5段階評価（「秀」「優」「良」「可」「不可」）に改善した。また、カリキュラム・マップは年度末に公開できた。コントは、これらの推移を見つめ、課題を発見するようにしていく。

専門職への就職率は、これまで同様、90%以上を保つようにしていく。

幼児教育学科の資格取得は、自然保育コースの設置に伴い、「自然体験活動指導者（NEALリーダー）」の資格取得を可能にし、コースを特徴づけるとともに、就職時に活かせるようにしていく。

学習成果の状況を教員間で把握・評価するために、カリキュラム・マップを適宜修正していき、本格的な運用に結びつけていく。

学生用駐車場を100台分確保しているが、授業日によっては、駐車スペースが足りないことも時に生じている。マイカー通学条件の見直しとともに、学生用駐車場のさらなる確保について検討していく。

入試制度改革に伴い、入試制度の整備（一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜）や試験科目とその評価について、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）に合致しているかを引き続き検討していく。また、入学志願者の選抜試験の手続等において、IT化の可能性を探るとともに、入試広報においては効果的なITの活用を進める。

ボランティアの継続性については、全体的な活動状況を学生が把握し、学年を超えても継承できるような機会を設けていく。また、これまで以上に学生が主体となり活動を進めていくことが出来るように、学内支援体制や枠組みを整えていく。

進路支援においては、近年、公務員を志望する学生が増えている中で、一次試験での教養試験を突破することが課題となっている。令和3年度より文系のみ専門業者へ依頼することを決定したが数学系の充実が未定である。そのため、令和4年度より数学系（数的推理、判断推理）も専門業者へ依頼することを検討する。費用としては上がるが、学生負担を可能な限り削減するために、一部短大負担を検討する。

図書館活用の活性化の課題として挙げた「アクティブ・ラーニング」や「ラーニングコモンズ」については、部署の移動などにより図書館内にアクティブ・ラーニングスペース

を設けることは難しいため、図書館に限定せず短大全体でこのような機能を持てる場所の設置を検討していく。

キャンパス隣接地の駐車場と学内敷地を隔てる市道には横断歩道や信号機がなく、横断には危険が伴う点については、今後も地元自治会からの要望書への記載依頼と共に、隣接する大学や工科短期大学校とも連携し、スクールゾーンの設置について、警察・市への働きかけを継続していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学両学科（幼児教育・総合文化）の専攻課程の専任教員は、「短期大学設置基準」に定められた教員数ならびに、免許・資格取得課程に必要な教員数を満たしている。

令和5年度の専任教員の内訳は、以下のとおりである。

幼児教育学科：教授3名 准教授5名 専任講師2名

総合文化学科：教授3名 准教授1名 専任講師4名

教員の配置は「短期大学設置基準」第6章の各条に則り、適切に行っている。いずれも各専門分野における十分な実績を持ち、学科における主要科目を担当可能な人員を擁している。その他、必要に応じて非常勤講師を配している。

専任教員の具体的な業績については、本学ホームページの教員紹介欄で示している。

専任教員、非常勤講師とも、その人選にあたっては、担当科目を教授するに十分な能力および業績を有することを条件とし、専門分野における研究業績・活動履歴・教育経験について厳正な書類審査および面接を行っており、十分な研究・教育能力を有する人材を配置している。

両学科とも教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。

非常勤教員の採用に当たっては、「短期大学設置基準」の規定を準用するとともに、「非常勤講師勤務規程」「教員の選考規程」の定める教員資格基準に従って、担当科目に関する業績等を十分に吟味して選考されている。

幼児教育学科では、器楽などの実技科目において、TA（2名）を配置し、グレード別の

授業を実施するとともに、きめの細かい指導を心がけている。

本学教員の採用・昇任は、本学教員の「就業規則」「教員の選考規程」他の定めるところにより、「教員資格基準」に従って行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科の専任教員は、それぞれの専門分野において個々に研究を行い、学会への参加、研究発表、論文執筆などを通して成果を上げている。その内容は、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各教員個々の授業科目における専門性を活かして成果を上げている。

■総合文化学科

総合文化学科の専任教員の研究活動は、学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づき、成果を上げている。各教員は、その研究テーマについて、授業担当科目との関わりの深いものを工夫している。その状況については、本学ホームページにて公開（各教員の紹介及び本学のリポジトリ）されている。

令和5年度は、科学研究費の助成を受けている研究は7件で、そのうち2件は代表研究、5件は分担研究の枠組みに入り、交付を受けている教員数は全体で3名であった。その他の外部研究助成金については、三菱みらい育成財団助成金を受けている研究が1件（該当研究は助成対象1年目）、長野県私学教育協会私立学校研究助成金を受けている研究が2件（該当研究は2件とも単年度助成）であった。

また、令和3年度に採択された国土緑化推進機構の「緑と水の森林ファンド」事業につ

いては、最終年度である令和4年度末にオンライン及び参集型での研修会『信州保育情報交換会』を実施するとともに、令和5年度4月に、2年間にわたる事業の流れと成果をまとめた『いま、保育でできること：環境の充実から考えよう』（2023.4）を刊行し、全事業の終了と共に、本学としての総括を終えた。刊行した報告書は、本学教員が主宰する保育者のキャリアアップ関連の研修会等で頒布されている。

さらに、令和3年度に採択された「長野県/地域発元気づくり支援金」助成事業については、北信および東信地域の中学生を主対象に造形表現活動の機会を広く提供することを目的とした「灯キャラバンプロジェクト」が実施され、各所で、制作したキャンドルホルダーに火をともし、屋内外で大規模展示（インスタレーション）を行う試みが実施された。令和5年度末には、2年間にわたる取り組みとその成果をまとめた『灯キャラバンプロジェクト2021・22・23』（2024.3）を刊行し、本事業に関わる総括とした。刊行した報告書は、本学教員が主宰する学内外での美術教育関連の研修会等で頒布されている。

なお、外部資金獲得に向けては、「研究活動支援に関する内規」により、教員が積極的に研究活動を行うことを支援するための奨励金制度を設けている。専任教員の研究活動に関する規程としては、これまでに「附属図書館個別研究用図書取扱細則」「附属図書館・教員長期貸出細則」「紀要投稿規程」「附属図書館・資料収集方針」「個人研究費に関する規程」「個人研究費使用ルール」等を整備している。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みについては、定期的に行われており、その一環として、年度初めには必ず、専任教職員には公的研究費等の使用・管理に関わる誓約書の提出を求め、新任の教職員には、「人を対象とする研究倫理」研修と日本学術振興会の研究倫理教育教材（e-ラーニング）を実施している。加えて、教職員対象の研究倫理研修会を開催し、研究倫理委員会が中心となって、教授会及び研究倫理研修会等で「人を対象とする研究倫理」申請の必要性を周知している。令和5年度は、オンラインではあったものの、研究支援サービス会社の外部講師による講習会が実現した。講習会の中では、近年、研究機関の体制整備で重点項目の一つとなっている「研究インテグリティ確保」の重要性を含めたレクチャーと、最近の不正事例の紹介があり、公正な研究活動を展開するための研究倫理・コンプライアンス遵守の必要性を強く意識する機会となった。

研究論文等を発表する媒体としては、次の2点、上田女子短期大学「紀要」および上田女子短期大学学術研究所「所報」がいずれも年1回、刊行されている。令和5年度の上田女子短期大学『紀要』（第47号）には8編、学術研究所の『所報』（第3号）には7編の研究論文が掲載されている。『所報』3号は本学創立50周年記念号を兼ねており、巻頭に、学長小池明の語りを中心にまとめた「〈50周年記念対談〉これからの社会をどう生きていくか：小池学長と学術研究所所員との対談から見えてきたもの」を掲載した。

研究環境については、専任教員には、個々に研究室が配備され、週1日の研究日が確保されている。また、専任教員の共同作業場として学術研究所コワーキングスペースの設置準備が始まった。

上述した研究倫理・コンプライアンス学習をはじめとする、専任教員の研修の機会としては、全学的なFD・SD活動の参集型研修会が年1回実施され、直接参加できない場合には、オンラインまたは後日のビデオ視聴等で全員が受講できる体制をとっている。

専任教員の留学については、現在は規程がない。海外派遣については、「海外出張旅費規

程」がまとめられているが、研究目的での国際会議への出席等は、個人研究費の使途の中に旅費のみ定められている。

FD 委員会は教務委員会・SD 委員会・研究倫理委員会とも協力しながら、非常勤教員も含めた全教員の資質向上に力を入れている。本年度は教職員を対象とした2回の研修会を実施し、授業改善とともにコンプライアンスに関する認識の向上も図った。まず5月には、専任教員と非常勤教員が参加する講師懇談会において、本学のFD活動についての方針を非常勤講師に説明した。また、7月には全専任教職員を対象にFD・SD合同研修会を実施した。

また、これまでも前・後期末に学生による「授業アンケート（無記名・ウェブ方式）」を実施してきたが、本年度より、さらに中間評価および随時必要に応じて実施できる「ミニツーパー」を設定することにより、より早い段階で学生の意見を取り入れ、学生にフィードバックするとともに授業改善に繋げている。

本年度は感染症対策の面から積極的な授業相互参観ができなかったが、可能な範囲で実施に向けた試行を行った。来年度は感染状況を見ながら今後も積極的に実施していく予定である。

学生の学習成果の獲得が向上するよう、専任教員は、学内の関係部署と次のような連携を図っている。

各種実習に関する手続きにおいては、担当教員が、実習指導室や学生支援課と緊密な連携を取っている。就職指導に関しては、各ゼミナール担当教員と進路サポート課とが連携を取り、必要な免許・資格・検定の受験を促すなど、キャリア教育に反映させている。

幼児教育学科では、附属幼稚園と連携をとることで、附属幼稚園での実習事前体験（プレ実習）を行い学習に活かしている。

総合文化学科では附属図書館と連携を取ることで、司書課程の科目で学んだ内容の実習を行っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

教育研究活動等に係る事務組織の責任体制は「学校法人北野学園組織職務権限規程」「学

校法人北野学園稟議規程」「学校法人北野学園管理者の範囲等に関する規程」において、その職務、職制、権限、責任を明確にし、事務組織の円滑な運営を図っている。事務組織の職務内容については、「学校法人北野学園事務組織規程」第2条及び第4条に記され、事務組織、各課・各部署の事務分掌を定めている。

事務職員には、各部署の事務分掌の職務遂行に必要な専門的知識の習得と能力の向上を求めており、業務マニュアルの随時見直しと改訂、異動時の確実な引継ぎ、研修会・セミナーへの参加を積極的に勧めている。研修には複数で出席するよう促しており、学びを共有しそれぞれが補完している。研修等参加後はその内容・成果をまとめ報告書を作成し、研修等の資料を添えて回覧している。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各種研修が中止となってしまう参加が叶わなかった研修もあったが徐々に緩和され、令和4年度においてはZoom等での研修参加や直接出席することも可能となった。また、北野学園が私学経営研究会の会員になったことで、系統だった様々な研修に出席・視聴できる体制も整っている。研修や自己研鑽の蓄積及び業務遂行の積み重ねによって、一人ひとりの事務局職員は各自が事務をつかさどる専門的な職能を有している。同時に、事務組織全体が把握できるよう、他業務に関しても他人事ではなく自分事として受け止め、異動に備えるようにしている。令和3年度より日々業務日誌を作成し、自身の業務の振り返りを行っているが、業務日誌は管理者が確認し、業務の進め方や進捗状況等に対して助言し指導している。

新型コロナウイルス感染症による不測の事態が生じた場合については、現在までの業務の経験値等を鑑み代務者を決め、その対応策について検討し業務に遅延が無いよう対策をとっている。

人事異動に関しては、経験年数、能力、後継者の養成、適性等を鑑み、全体のバランスを考えて行っている。

また、「学校法人北野学園事務職員人事評価規程」が平成29年度に施行され事務局職員の人事評価制度を行っている。毎年各年度の事業計画及び経営計画をもとに自己目標を立てそれを確実に実行できるよう、評価者が部下の目標設定作成にあたり助言を行うとともに、都度各部署管理者も自己目標の進捗状況について職員に確認し助言することで、業務遂行のプロセスを通して職員のスキルアップをサポートしている。更に各部署管理者だけでなく年に1回、事務局長が職員一人ひとりと面談を行い、業務の状況・心身の状態・職場環境等を確認することにくわえ、課題や期待値等を伝えることにより、各自の能力や適性を発揮できる環境を整えている。

事務関係諸規程については、「学校法人北野学園稟議規程」「学校法人北野学園文書取扱規程」「学校法人北野学園公印取扱規程」「学校法人北野学園経理規程」「学校法人北野学園重要書証保管規程」等を整備し必要に応じて見直しも行っている。

事務局は、事務局長・次長のもと、総務課、学生支援課、実習指導室、入試広報課、進路サポート課、附属図書館、地域連携センター、大学改革室がある。各部署には事務室を置いている。令和3年9月に、幼児教育学科の児童文化研究所、総合文化学科の総合文化研究所を1つの研究所に統合し設立した上田女子短期大学学術研究所は、機関誌の発行、研究活動促進のための研修会の企画・運営。さらに外部資金の公募状況のデータベース化に着手し、学長より指名された教員、職員が連携して業務を行っている。

事務局各部署はそれぞれ分散しており、図書館、地域連携センター、大学改革室は別棟

になっている。各部署備品の設置がなされ、職員各自にパソコンを配置する等、業務に必要な情報機器、備品等は整備されている。情報機器はできる限り最新式の機器に更新している。また、令和4年度11月より、稟議書、委員会議事録、各種支出同等をペーパーレス化するためのワークフローシステムが導入され、事務の効率化が進んでいる。

事務組織が学内に分散され、通常のコミュニケーションや情報共有が難しいことから、週1回の朝礼及び「上田女子短期大学事務局管理者会議規程」「上田女子短期大学事務局会議規程」により管理者会議及び事務局会議を月1回行うことにくわえ、SD研修会等を通じて事務職員間の連携、部署間での課題・情報の共有を図っている。平成26年度に職員自らが自分の今後のキャリアプランや役割を自覚したうえで、資格等取得を目指すために立ち上げた「上田女子短期大学事務職員通信教育報奨金制度」は、令和4年7月から「学校法人北野学園事務職員資格講座受講報奨金制度」と改め、修了した際には受講料の半額を支給するとしていた内容を全額支給とし、職員の自主性を重んじた研修を推奨している。各種研修や資格情報については全職員にメール等で回覧し情報提供を行っている。なお、令和4年度については、残念ながら短大事務局職員の該当者はいなかった。

SD活動に関しては、「上田女子短期大学スタッフディベロップメントに関する委員会規程」を整備し、規程に基づいて適切に行っている。令和5年度は事務職員のスキルアップのために各種研修の案内を行うとともにSD研修会を2回実施した。内容は、「管理経費削減に関するアクションプランの検討」と「学生用ポータルサイト導入に関するセミナー」である。

また、令和5年度は、FD委員会と共同で全専任教職員を対象としたFD・SD研修会を3回開催した。このうち1回は、清泉女学院大学との合同勉強会の型式にて、同大学より講師を招き実施した。内容は、以下の通りである。

- ① 第1回(5/18)「アピールポイント説明会」
- ② 第2回(7/26)「研究倫理・コンプライアンス研修会」
- ③ 第3回(12/21)「数理・データサイエンス・AI教育勉強会」

その他としては、研究倫理教育のeラーニング研修や研究倫理・コンプライアンス研修に関して、全員が出席・参加できるよう支援した。

事務業務の見直しについては、事務職員は、業務を行う際に各自・各部署で事務処理の効率化・改善点を意識し、点検を行い日々の業務向上を目指している。それにともない都度業務マニュアルの見直しを行っている。加えて、事務処理における手順を明確にするよう努めている。特に人事異動があった際には、新しく配属された職員がマニュアルに沿って業務を行うなかで更なる効率化を目指し、都度修正を施している。

各種委員会には関係部署の事務職員も、副委員長や委員として加わり、教員と連携している。特に学生との関りが多い学生支援課、進路サポート課、実習指導室、図書館、地域連携センターの職員は教員や各部署との連携を強化して学生の学びが円滑にいくよう、情報の共有や意見交換を行い学生の学習成果の向上に務めている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規程としては、「学校法人北野学園就業規則」「学校法人北野学園育児・介護休業等に関する規程」「学校法人北野学園定年規程」「学校法人北野学園定年退職者の再雇用に関する規程」「学校法人北野学園給与規程」「学校法人北野学園職員任用規程」等を整備している。

諸規程の周知については、教職員各自のパソコンで検索できるようになっており、新設・改正した際には速やかに更新し、迅速に学園全教職員に周知している。教職員の就業は、諸規程に基づいて適正に管理している。「働き方改革」の対応に関しては、管理監督者が有給休暇の取得に関する対応や、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を行っている。

教員の新採用に関しては、平成 29 年度に「上田女子短期大学任期付教員に関する規程」を新設。平成 30 年度より新規採用された教員は、年度末に自己評価表を提出し、学科長より人事評価を受け、それを基に管理監督者である学長・学科長・事務局長が面談を実施している。教員自身が年度内に行った教育活動・研究・学務分掌や行事等への貢献・地域貢献等の棚おろしを行い振り返ることに併せて、管理監督者から助言を受けることにより、次年度の更なる教育・研究・地域貢献活動につなげている。

事務職員に関しては、平成 29 年 4 月「学校法人北野学園事務職員人事評価規程」が設けられ、各自管理者の指導のもと自己目標を作成。職員各自の自己目標に関してはその進捗状況、達成度を鑑みながら管理職が指導及び助言を行っている。年度末には各自自己評価を行い、各管理者がその評価内容と各自の業務の状況、本人の意欲、本学への貢献度等を踏まえそれを基に第 1 次評価を実施。その後事務局長が第 2 次評価者として各事務職員の評価を行い理事長へ提出している。人事評価の結果は、能力開発、昇進、昇格、異動配置等人事処遇のための資料となる。

教職員の健康管理については「学校法人北野学園就業規則」を改正し、定期的な健康診断を義務づけるとともに、平成 28 年 4 月に「学校法人北野学園衛生委員会規程」を新設。法人各部署から選出された委員が現場の状況等を報告し、産業医より意見を聞く衛生委員会が月 1 回開催され、職場環境や危険防止、安全衛生等について話し合いがなされている。その議事録はワークフローシステムにて公開され全教職員が情報を共有することで、教職員の安全及び健康を確保している。また、必要に応じてもしくは職員の希望により、産業医または本学保健室の看護師が保健指導を行うなどの体制を整えている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員には、研究日が確保されているが、サバティカル（研究休暇）の制度は無く、懸案となっている。

短大事務局管理職の危機管理能力及び権限と責任面における意識の向上が課題である。

事務職員の異動に関しては、年々変化する様々な状況を踏まえたうえで、先を見越した組織を構築することが課題である。

SD 活動に関しては、単なる受身の活動ではなく、事務スタッフの自主的な活動が望まれる。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学の収容定員は幼児教育学科 200 名、総合文化学科 160 名、計 360 名であり、「短期大学設置基準」の規程により算出した基準面積は 3,600 m²となる。本学の校地面積は、校舎敷地・運動場用地・その他、併せて 63,896 m²であり、校舎敷地、運動場用地、その他併せて規定を充足している。

運動場に関しては、グラウンド、テニスコート等適切な運動場を有している。

校舎面積については、「短期大学設置基準」の規定により算出した校舎の基準面積は、4,150 m²となるが、本学の校舎面積は 10,731 m²であり、その基準を十分に満たしている。

校舎内外の障がい者対応としては、エレベーター1基と障がい者用トイレを2箇所、手すりなどを設置している。本館東階段（1階～3階）と西階段にも手すりを設置している。

大講義室、小講義室、演習室、実習室など、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた教室を整備している。実践的な学びができる保育室をイメージした教室（造形、絵画、図画工作演習室兼）や、音楽システムを導入したピアノのグループ演習に適した教室、調理実習ができる教室、介護演習用の器具が設置されている教室なども用意している。

機器・備品については、カリキュラム・ポリシーに基づき必要なものを整備している。近年パソコンとプロジェクターを接続するインターフェイスがVGAからHDMIに置き換わっており、随時対応している。令和5年度は、新たに35番教室にプロジェクターを設置した。また、科研費の間接経費等を使用して、経年劣化した森の教室の音響機器を新しいものに入れ替えたり、経年劣化により故障したブルーレイプレイヤーを入れ替えたりした。その他の機器・備品についても必要に応じて順次入れ替えを行っている。

図書館の面積等については表1、蔵書数等については表2のとおりである。「短期大学設置基準」「私立短期大学図書館改善要項（日本私立短期大学協会図書館研究委員会）」に照らして、適当な規模、資料構成であると認識している。

購入図書選定システム及び廃棄システムについては、「上田女子短期大学附属図書館・資料収集方針」及び「上田女子短期大学附属図書館除籍規定（内規）」を定めている。

図書館閲覧室に参考図書の書架を設置し、まとめて置いている。情報リテラシー講座等で、これらの資料の活用を促している。

体育館面積は1,131 m²であり、適切な面積を有している。

校内のWi-Fi環境は、各教室や学生ホール等についてはほぼ整備されている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて整備した学生用ノートパソコンの貸出も継続しており、多様なメディアを高度に利用して教室等以外で授業を行うための環境も徐々に整えてきている。

表1 図書館施設の規模と学生・利用者用PC関係機器数・視聴覚機器数

地下1階（書庫）	109.2 m ²
1階（書庫・AVルーム等） ※地域連携センター・大学改革室含む	367.44 m ²
2階（閲覧室・図書館事務室）	615.34 m ²
延床面積	約1,125 m ²
図書収容能力	約10万冊
閲覧座席数	120席
視聴覚機器（AVルーム）	ブース2台（DVD・ブルーレイ・LD・ビデオ・CD視聴可）
蔵書検索用パソコン	3台
デスクトップパソコン	10台
ノートパソコン	12台
タブレット端末	5台

プリンター	2 台（OPAC 用 1 台・レポート作成用 1 台）
自動貸出返却装置	1 台

表 2 資料種類別の所蔵数一覧

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

資料区分	和 書 (冊)	洋 書 (冊)	学術雑誌 (タイトル数)	視聴覚資料 (点)	諸資料 (点)	新聞 (紙)
所蔵数	86,007	2,050	68	4,557	6,374	8

* 和書と洋書の合計総蔵書冊数は 88,057 冊。

* 学術雑誌は現在受け入れ中のタイトル数。（受入れ中止した雑誌は含まない）

* 諸資料は紙芝居、楽譜、仕掛け絵本、パネルシアター、エプロンシアター等。

* 新聞は購入しているもの。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備・固定資産管理等に関する規程は、「学校法人北野学園経理規程」「上田女子短期大学教室等施設貸出規程」「学校法人北野学園固定資産及び物品管理規程」等を定め、諸規程に従い施設設備、物品等を維持管理している。施設の修繕等に関しては、令和 4 年度は経年劣化による落下の危険性があつたため、中庭・正門前庭・歩道側のレンガ補修工事。葉が樋に詰まることを防ぐヒマラヤスギの剪定。「デザインの学び」プラットフォームづくりのための工作工房改修工事。書架転倒防止のための附属図書館集密書架のレール延長工事。より学生が利用しやすくするための地域連携センター入り口改修工事。老朽化による高圧引込ケーブル及び高圧受電設備機器更新工事。令和 5 年度より運営される内部監査室及び地域連携センターのネットワーク工事。附属図書館の雨漏れ対策のため、図書館横駐車場のアスファルト工事を行った。また年度ごとに工事箇所を分けて行っていた老朽化した空調設備の更新が終了し、より良い教育環境が整った。

平成 28 年度には「危機管理マニュアル」を作成し、平成 29 年度に見直しを行った。このコロナ禍に対しては、新型コロナウイルス感染症対応の「上田女子短期大学活動指針」を定め、それを軸に都度必要に応じたマニュアルを作成している。感染拡大などの状況に応じて随時見直しを行い、教職員に周知している。また令和 4 年度は学生の現状に鑑み、

「危機介入マニュアル」「心をケアするための資料」の作成に着手し、令和5年度の早い段階で周知できるよう準備を進めた。

防災対策については、消火器・火災報知器・消火栓を備え、専門の業者によって定期的に点検を行い、不備があるようであれば取り換える等の措置を行っている。

また、地元消防署や消防機器専門業者の指導のもと避難訓練を実施し、消火器具の取り扱い方法等を学び、防災に関する意識を高めている。学内では全教職員で「上田女子短期大学自衛消防隊」を組織し、避難訓練の際に実際に活動することで自らの役割を確認している。

毎年、後期オリエンテーションでは、地元消防署員を招いた避難訓練・消火訓練を実施している。令和5年度も全学で避難訓練を行った。併せて学内の避難経路及び消火器の位置についても、資料を配布して説明し、確認を行った。

学生寮の避難訓練は、毎年、新入生が入寮する4月に実施している。訓練内容は、通報、避難及び消火訓練を行った。通報訓練は、実際に消防署へ連絡し、緊急時に備えた。消火訓練は、学内の消火器設置業者を講師に招き、火事が起きた時の対処について説明を受けた他、実際に水消火器を使用し、消火レバーを握って火点を狙う放水体験を、寮生ほぼ全員が体験した。

地震対策については、校舎の安全性では、平成8年度に本館棟の耐震診断を実施し、地震に対応できるよう既存建物の増改築を平成13年度に実施した。また体育館においては耐震診断の結果を受けて、平成27年度末に耐震工事を行い、附属図書館については、平成30年度に行った耐震診断の結果をもとに、令和元年度に耐震補強工事を行った。これにより本学全ての施設において耐震診断・耐震工事が完了し、学内建築物の耐震化率は100%となった。これは、ホームページにおいても公表している。

防犯対策については、本館の4ヶ所に防犯カメラを設置し、平成27年度には最新式のカメラに交換して、より感度を上げる設備を備えた。また、平成25年度には学生駐車場にも防犯カメラを設置するとともに監視小屋を設け、駐車場内等の警備を強化している。それと同時に職員も見回り業務を行うなど、設備だけに頼らない警備も行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、全パソコンにウィルス対策ソフトを導入している。また、大学からのメールを個人のデバイスで閲覧することを禁止して、個人デバイスに残っている過去のメールを削除する誓約を行った。また、ノートパソコンの利用が増えたことで、持ち運び時の紛失リスクが高まった。個人情報情報の漏洩対策として業務用のメールから他のアドレスへの転送を禁止し、学園が個人へ貸与したノートパソコンは持ち運びしないことを基本として、パソコンと机等をセキュリティワイヤーで接続している。

省エネルギー等の対策については、エアコンの温度設定(夏は28度・冬は22度)、玄関や廊下の一部消灯等を行い、省エネルギーに努めている。新電力会社との契約についても、その都度見直しを行い経費削減に努めている。また、教室等のエアコンを事務室で集中管理し必要に応じて事務室内でコントロールすることで、無駄を無くすように努めている。令和4年度に学内すべてのエアコン改修工事が終了し、より快適な空調設備が整った。ゴミの分別については、適切に分別しその都度業者へ処理を依頼することにより、適正に管理している。また、印刷物については、印刷部数の適正化や両面印刷及び裏紙の使用等に

について徹底。また紙の削減を行うために、会議等資料をタブレットへ入力しそれを使用して会議を行う等削減に努めている。光熱水費についても教職員各々が節約について意識を持つように、予算及び決算報告時や教授会・事務局会議等で都度注意喚起を行っている。新型コロナウイルス感染症感染防止対策として年間を通じて学内の換気をしているが、令和2年度に卒業生及び後援会よりジェットヒーターの寄贈を受け、広い講義室や廊下などで使用し寒さを凌いでいる。また令和4年度は後援会より大型扇風機の寄贈を受け体育館で使用している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

障がい者対応については、エレベーターは2階までの設置である。車椅子用のスロープなどの設置も遅れており改善を要する。

校内施設・設備は、老朽化が進んでおり先を見越した施設整備計画にも着手したい。

学生寮の後利用が課題として挙げられる。

自然災害時の対応に備えて、本学での貯蔵品に整備についての検討、及び危機管理マニュアルの見直しが課題である。

事故・トラブル等に関して報告制度はあるが、それが全教職員に共有され指導に活かされているとは言い難い。

コンピュータシステムのセキュリティ対策を強化する検討は、今後も継続していく必要がある。

また、外部メモリ（USBメモリ等）の利用時のセキュリティの強化も検討していく。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、技術サービス、専門的支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

技術サービスについては、各学生にメールアドレスを配付し、学生が様々な活動においてメールが利用しやすい環境を整えている。特にコロナ禍の影響により、メールにて連絡する機会が増えており、学生がメールを閲覧する意識が向上した。

専門的支援については、幼児教育学科では、保育者養成を主たる目的とするカリキュラム・ポリシーに基づき、共通教育科目「情報と付き合う」の「情報基礎Ⅰ」「情報基礎Ⅱ」を幼稚園教諭2種免許状取得に必要な必修科目として位置づけている。これらの科目を履修することにより、現代社会で生活を送る上での基本的な情報技術を習得することができる。

総合文化学科では、地域社会及び職場において有用な社会人の育成を主たる目的としていることを踏まえ、共通教育科目「情報と付き合う」の「情報基礎Ⅰ」必修科目に指定し、専門科目の「ビジネス・医療事務分野」では「情報スキルⅠ」「情報スキルⅡ」、「創作・表現」分野では「プレゼンテーション演習」「コンピュータ・グラフィックス」など、ICT活用を主目的とした科目も設置している。

カリキュラム・ポリシーに基づいた情報技術の向上に関するトレーニングについては、幼児教育学科・総合文化学科ともに、「情報基礎Ⅰ」「情報基礎Ⅱ」の各授業を通して、ワード・エクセルの基本操作の習得を図っている。令和5年度から共通教育科目を改訂し再編成を行ったカリキュラムを運用開始した。学生のICTスキルを強化するために、「情報基礎Ⅰ」を両学科ともに卒業必修としたうえ授業内容を見直して、ICTスキルについての内容を充実させた。

また、両学科とも各授業を通してICTの活用ができるよう配慮している。さらに、「卒業研究」の作成に際しては、ゼミナール担当教員がワード、エクセル、パワーポイント、インターネット等の活用法についても、指導している。教職員に対しては、システム導入・更新時に、操作方法や活用方法に関する説明を行っている。

技術的資源と学内のコンピュータ及びネットワークについては、安定した環境下で利用できるよう、定期的にメンテナンスを実施している。ソフトウェアに関しては、学内のコンピュータがスムーズに利用できるよう定期的に更新を行っている。

学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて、パソコンやプリンターなどのハードウェアとオフィスなどのソフトウェアなどの技術的資源は、学生と教職員に適切に分配されている。

教職員が適切かつ効果的な授業や学校運営に活用できるよう、教職員には一人につき一台のコンピュータが配備されている。

また、パワーポイントを活用して効果的な授業を行う教員が増えつつあることから、普通教室へのプロジェクター及びスクリーンの設置を漸次進めている。ほとんどの教室にて

パソコンの映像等を学生に見せることができるようになってきている。端末の操作や使用中のトラブルについて個別の対応が必要な場合は、本学職員が対応している。

学生が個人のパソコンやスマートフォンからインターネットにアクセスする機会が増えたことから、学内の無線ネットワーク（Wi-Fi）環境を整備しており、Wi-Fi アクセスポイントを整備し、各教室や学生ホールにて利用可能となっている。学生も、自由にインターネットを利用できる環境を提供している。学生ホールには AC コンセントを備えた一人用座席を 16 席分設置し、学生がホール内でパソコンやスマートデバイスを利用しやすい環境を整えている。

なお、学生に対しては各学期当初のオリエンテーションにおいて、使用方法や利用マナーなどのリテラシー教育を行っている。

教員は基本的な ICT 活用能力を身につけているため、新しい情報技術などを活用した効果的な授業を行っている。幼児教育学科では、信州大学教育学部との単位互換授業や相互乗り入れ授業においては、状況に合わせてテレビ会議システムもしくは Zoom アプリを使用した。総合文化学科では、授業で積極的に ICT 機器を活用している。例えば、教育効果が高まると判断された科目においては、パワーポイントを用いて講義内容を視覚的に提示している。また、50 名を超える講義で学生の意見を授業に反映させるために、学生のスマートフォンから意見を集約できる ICT ツールを用いて効果的に講義を行っている教員もいる。このように、教員は、新しい情報技術を積極的に活用し、授業内容及び教授技術の深化を図っている。

情報処理演習室（パソコン教室）については、学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、2 教室整備している。27 番教室にはパソコン 30 台、28 番教室にはパソコン 20 台を配置している。両学科の授業はもちろん、授業以外でも空き時間等に学生がコンピュータを利用できる環境を整えている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

両学科とも学生の ICT 活用能力については、メールやクラウドシステムに加え、ワードとエクセルの基本的な活用にとどまり、パワーポイント等の顕著なスキルアップまでには至っていない。

学生の情報技術の向上に関するトレーニングについて、引き続き検討していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去 3 年間の学校法人全体の資金収支及び事業活動収支は、下記の表に示すとおりである。

過去 3 年間の学校法人全体の資金収支は、令和 3 年度は 32,416 千円、令和 4 年度は △40,843 千円、令和 5 年度は △59,417 千円であり、令和 4 年度に引き続き令和 5 年度も支出超過であった。

過去 3 年間の学校法人全体の事業活動収支は、残念ながらいずれの年度も支出超過であった。この原因は、短期大学の入学定員未充足及び多額な減価償却費にある。更に、短期大学分は、令和 3 年度は 8,846 千円、令和 4 年度は 2,650 千円の収入超過であったが、令和 5 年度は △36,294 千円と大幅な支出超過となった。

過去3年間の資金収支（学校法人全体）

（単位 千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資金収支差額	32,416	△40,843	△59,417

過去3年間の事業活動収支（学校法人全体）

（単位 千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業活動収入計	527,682	529,513	531,422
事業活動支出計	564,250	580,346	602,832
事業活動収支差額	△36,567	△50,833	△71,409

過去3年間の事業活動収支（短期大学分）

（単位 千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業活動収入計	443,954	443,847	408,316
事業活動支出計	435,108	441,197	444,610
事業活動収支差額	8,846	2,650	△36,294

過去3年間の学校法人全体の貸借対照表は、下記の表に示すとおりである。

負債に関しては、借入金、前受金及び退職給与引当金が大部分を占めている。短期大学の設備拡充および附属幼稚園建設の借入金がある。

過去3年間の貸借対照表の状況（学校法人全体）

（単位 千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部合計	2,750,970	2,649,464	2,556,231
負債の部合計	456,677	406,004	384,180
純資産の部合計	2,294,292	2,243,460	2,172,051
純資産構成比率	83.4%	84.7%	85.0%

短期大学の財政と学校法人の財政の関係は、短期大学が学校法人全体の収支の8割前後を占めている。短期大学の入学定員未充足等が事業活動収支の支出超過の原因である。貸借対照表は健全な状況にあり、現状短期大学の存続を可能とする財政は維持されている。しかし、短期大学の入学定員未充足などの状態がさらに続けば、健全な財政状態もいずれは悪化してしまうため早期に改善していく。

退職給与引当金は、「学校法人北野学園退職金規程」に基づき100%引き当てられている。

また「学校法人北野学園資産運用規程」が整備されている。資産運用はすべて銀行預金であり、安全に運用されている。

過去3年間の教育研究経費は、下記の表に示すとおり、いずれの年度も経常収入の20%を超えている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分も、担当部署からの要望を聞き取り適切に行っている。

過去3年間の教育研究経費比率

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育研究経費比率	29.6%	30.4%	31.0%

監査法人の監査は定期的に行われており、監査意見については適切に対応している。また、不明な会計処理などが発生した場合には随時相談している。

寄附金について、令和3年度より「上田女子短期大学創立50周年記念事業募金」の募集を開始し、令和5年度は53件、3,854,000円の実績となった。学校債は発行していない。

過去3年間の入学定員充足率及び収容定員充足率は下記の表に示すとおりである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学定員	180名	180名	180名
収容定員	360名	360名	360名
入学者数	144名	181名	125名
在籍者数	312名	324名	307名
入学定員充足率	80%	100%	69%
収容定員充足率	87%	90%	85%

過去3年間の入学定員充足率・収容定員充足率は、令和3年度入学定員充足率80%・収容定員充足率87%、令和4年度入学定員充足率100%・収容定員充足率90%、令和5年度入学定員充足率69%・収容定員充足率85%であった。過去3年間の平均入学定員充足率83%、収容人員充足率87%であり、入学定員確保が喫緊の課題である。

事業活動収支の支出超過が続いており、収容定員充足率に相応した財務体質になっていない。

学校法人及び短期大学は、第4次経営計画に基づき、毎年度の事業計画、予算計画の計画方針・計画スケジュール等を関係部門に示し、各関係部門で事業計画案・予算計画案を策定し、常任理事会で全体をまとめ、毎年2月の評議員会・理事会で承認を得ている。承認された事業計画と予算計画は、速やかに関係部門に指示し、また、教授会、事務局会議等で内容の説明を行っている。

年度予算は、法人本部にて進捗状況を確認しながら適正に執行している。

日常的な出納業務等は法人本部にて一元管理しており、毎月、月次試算表等を添付した報告書を法人本部事務局長経由理事長に提出している。

資産及び資金の管理と運用は、適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断資料に基づく法人の財務状況は、令和 5 年度を除き、令和 3 年度および令和 4 年度の教育活動資金収支差額が収入超過であったことから、B 0（イエローゾーンの予備的段階）に位置している。

18 歳人口の減少、高校生の短期大学離れなど、短期大学を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるが、建学の精神に基づき「豊かな教養と深い専門知識、そして責任感を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性の育成」を教育目的として教育の質の向上を目指すとともに、学生の生活支援、進路支援、地域貢献支援等に積極的に取り組んでいる。

短期大学の将来像は、平成 23 年度に「第 1 次中期経営計画」（実施期間、平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）を策定、平成 26 年度には「第 2 次中期経営計画」（実施期間、平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月）を策定、平成 29 年度には「第 3 次中期経営計画」（実施期間、平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月）を策定、令和 5 年度には「第 4 次中期経営計画」（実施期間、令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月）を策定した。その計画に基づき単年度の事業計画を作成しており、短期大学の将来像は明確になっている。

なお、「第 4 次経営計画」策定には、教職員の計画案を極力尊重しており、短期大学の客観的な環境分析なども行っている。

本学の強み・弱みなどの客観的な環境分析については、学校基本調査、長野県の短期大学進学率、オープンキャンパス参加者のデータ分析、在学生の「授業評価アンケート」、「卒業生の評価に関するアンケート」などにて行っている。

「第 4 次経営計画」では、学校法人の経営実態、財政状況等から、計画目標などを明確にした。

学生募集対策と学納金計画であるが、学生募集対策では、収入の大部分を学納金が占めており、入学者数によって収支が影響を受けることから、入学定員確保を最重要課題として入試広報課が中心となって学生募集活動を行っている。学納金計画は、他の短期大学との比較を行いながら検討している。

人事計画については、専任教員数は短期大学設置基準を満たしており、事務職員は、若手職員を積極的に採用し、将来のしっかりとした事務体制を構築すべく計画的に行っている。

施設設備の将来計画について、本学の本校舎は、竣工から 50 年以上経過していることから、老朽化に伴う改修費、修繕費が年々嵩んできている。現在のところ、専門業者に委託する定期点検等を含め建物の維持管理は適切にできているが、老朽化した施設、設備が多くなっているため、その維持管理の費用捻出が重要課題となっている。学生の安全確保や教育環境の維持、向上の観点から、限られた予算の中で優先順位を決めて整備している。

外部資金の獲得については、教員の科学研究費獲得を支援すべく学内の助成制度として「上田女子短期大学研究活動の支援に関する内規」を平成 27 年 4 月に策定し、科学研究費助成事業獲得を推進している。

遊休資産の処分についてはほぼ終了している。

短期大学全体及び各学科の適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）について、令和 5 年 5 月 1 日現在、短期大学全体は在籍学生数 307 人、幼児教育学科は学生数 150 人、総合文化学科は学生数 157 人となっている。それに対する専任教員数は 20 人（学長含む）であり、教員一人当たりの平均学生数は 15 人である。学生数は年度間にバラつきがあり、収支バランスには常に留意しているが、人件費及び管理経費の削減が必要である。

各年度の事業報告及び財務情報はホームページで公開している。また、教授会、事務局会議等で「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」等及び財務分析について説明を行っており、教職員が経営に関する危機意識を共有できるようにしている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

法人の財政基盤は、総収入の 6 割強を「学生生徒等納付金」が占めており、短期大学の入学者数に大きく依存している。今後想定される 18 歳人口の減少並びに短期大学志願者の減少から入学定員確保は厳しい状況が継続する。収支を均衡させるためには、入学者の定員確保、経常費補助金の増加などを推進しながら、併せて人件費・管理経費の適正化を図ることが課題である。

老朽化した施設、設備などが多くなってきており、将来に備えて計画的に第 2 号基本金に組入を行うなど、資金力を強化することが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の

実施状況

自己点検・評価報告書（令和3年度） に記載した行動計画	実施状況
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	
管理職のマネジメント力及び管理力については、外部での管理職研修や内部指導に比べ、年初に提出される自己目標の到達度合いを踏まえて、権限と責任面における意識向上の改善を図っていく。 また他大学管理職との交流を行う機会を設け、意見交換を行いながら自らの状況を把握する。 事務職員のバランスが取れた人員配置については、全職員の力量や可能性、意欲等も踏まえながら、全体の年齢構成も鑑みることに加え、業務の効率化を推し進めつつ見直しを行い適切な人員配置を行う。 「危機管理マニュアル」については、必要に応じて見直しを行い、内容を追加していく。 事業活動収支は支出超過が続いている。原因は、入学定員未充足である。入学定員の確保が喫緊の課題であり入学定員確保を図る。	外部での管理職研修については、SD 活動の一環として各種情報を広報したが、受講までには至らなかった。また、内部指導においては、年度初めの管理者会議において、管理者としての望ましい姿勢、あるべき姿や持つべき能力などを確認し、意識の向上を促した。加えて個々の能力アップについては自己目標の到達度合いなどを確認する等、個別に面談を行う機会を設けた。 他大学との交流については、残念ながら実施することは叶わなかった。 女性職員が多いことから、結婚・出産などライフイベントによる人員配置とともに、将来に向けて各部署の業務量や、効率化を鑑みながら人員配置を行った。 「危機管理マニュアル」については、自然災害に関するものに加え、学生の危機介入、メンタル面のサポートに関するマニュアルを追加した。 令和5年度入学者数は125名であり、入学定員を確保する事ができなかった。定員充足率内訳は幼児教育学科 57.0%、総合文化学科 85.0%であった。また、2年生を含めた収容定員充足率は 85.2%であり、定員確保には至っていない。結果、令和5年度も事業活動収支は支出超過となった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

専任教員のサバティカル（研究休暇）制度については、留学の規程整備と共に検討していく。

外部研修の受講及び管理者会議等で、課題について共通認識を持つことで、短大事務局管理職の危機管理能力及び権限と責任面における意識の向上を目指す。

事務職員の異動に関しては、年齢、経験、各自の状況等それに応じた役割がこなせるよう、各管理者が部下を把握しながら柔軟性のある組織を構築する。

SD 活動に関しては、SD 委員会と FD 委員会が連携し、教員・職員の相互理解の機会を継続して設けていく。教職員全員を対象とした SD 活動を企画・運営する。

障害者対応に関しては、令和 6 年度トランスポート・チェアーを購入し、3 階からの救助者に関しては設備を整えた。スロープに関しては今後も検討する。

学内施設・設備の老朽化に伴う北野講堂、森の教室等の吊り天井の改修など施設整備計画については、経営状況を鑑みながら補助金獲得も視野に入れ計画していく。

学生寮の後利用に関して、現時点で附属幼稚園のこども園化が先延ばしとなったため、寮の後利用に関して令和 7 年度は旧館食堂ホールのみ、第 2 学生ホールとして使用するが、建物全体の利用に関して検討する必要がある。

自然災害時対応のための貯蔵品に関しては、行政や他避難場所との連携を検討する。有事に備えて危機管理マニュアルは都度検討し、修正を行う。

事故・トラブルなどがあった際には学園全体で共有し、体制を整える。

コンピュータシステムや外部メモリ利用時のセキュリティ対策については、各自がセキュリティの知識を上げるための情報を提供していく。また、情報漏洩しない仕組みを検討する。

収支均衡のために、既存の高校に加え、通信制高校からの出願増加に向け、高校訪問を教職員で行う。18 才以外の社会人入試の強化や長期履修学生入試に幼児教育学科も導入検討する。補助金の増加策としては、「教育の質に係る客観的指標」等経常費補助金の方向性や傾向に対応することにくわえ、特別補助金に対するアンテナを高く持ち事前に準備していく。適正人員配置および予算の執行管理を徹底する。

現状第 2 号基本金に組入するには資金的に余裕がない。まずは収支均衡を目指し、財務を安定させることが必要である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学校法人の運営全般に亘って強いリーダーシップを発揮している。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、その達成のために常に目を配り、環境の整備・改善を図っている。本学の発展に寄与できる者である。

理事長は、「学校法人北野学園寄附行為」第 12 条に基づき法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績である財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書並びに事業報告書等を評議員会に報告し意見を求めている。

理事長は「学校法人北野学園寄附行為」第 16 条に基づき理事会を開催し、学校法人の最高意思決定機関として適切に運営している。

理事会は、学校法人の事業計画、事業報告等の業務を決するとともに、理事の職務の執行を監督している。また、平成 26 年度より理事会の補完機関として学校法人全体の管理運営を協議する常任理事会を設置している。

理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。また、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事は、学内理事、学外理事によって構成され、理事会は、短期大学発展のために必要な学内外の情報を収集し、運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は、学長等の決定、事業計画及び予算計画等を決議するなど、短期大学運営に関する法的責任があることを認識している。

理事会は、「寄附行為」「役員の報酬等の支給基準」「組織職務権限規程」「常任理事会規程」「理事会運営規程」「事務組織規程」等学校法人及び短期大学の運営に必要な規程を整備している。

理事の人数は「学校法人北野学園寄附行為」第 5 条において、理事は 7 名以上 10 名以内となっている。現在は 10 名で構成されている。

理事は建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

理事の選任については、「学校法人北野学園寄附行為」第 6 条に規定しており、理事はこれに基づき選任されている。

また、「学校教育法」第 9 条の規定は、「学校法人北野学園寄附行為」に準用されている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事長は学長を兼務しており、理事長の負担を軽減させるため他の理事との協力・協調体制の強化が必要である。もとより、各理事の分掌は明確化されており、各理事はそれぞれの分掌業務を誠実に履行しているが、短期大学の置かれている状況を鑑みるに、理事長のリーダーシップのもと一層の体制強化が課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に
向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めてい
る。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めて
いる。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の
審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた
教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定してい
る。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議
する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に
運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、平成 21 年 1 月に本学副学長、平成 22 年 4 月に本学学長に就任した。学長はこ
れまで民間会社の役員を経験するとともに、米国のマサチューセッツ工科大学で修士課
程を修了している。学長は、短期大学の運営全般に適切なリーダーシップとガバナンスを
発揮している。

学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌
して最終的な判断を行っている。

学長は、短期大学の厳しい現状を正確に把握しており、強い危機感の下に教育の質の担
保、向上を第一義に大学の運営に取り組んでいる。同時に現下の社会・経済状況にあつて、
短期大学にはその存在意義が充分にあり、地域の高等教育機関としての負託に応えられる
強みを持っていることを認識し、様々な機会にそのことを高等学校はじめ学内外に発信し
ている。

学長は、入学式・卒業式等において、「建学の精神」を徹底し、情操豊かな人間として社
会に貢献できる人材を育成すべく努力している。このように、学長は建学の精神に基づく
教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に努め、教学運営の職務遂行にも努めている。

学長は、「学則」等により学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續きを定
めている。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、「学校法人北野学園上田女子短期大学学長副学長選任規程」により、理事長が候

補を推薦し、理事会の承認を経て選任されており、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、教授会を「学則」等の規定に基づいて、原則として毎月第3木曜日を定例として開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

教授会は、「上田女子短期大学教授会規程」に基づき、教授、准教授、専任講師、助教他で構成され、次の事項を審議し、適切に運営されている。

- (1) 学則、及び教育・研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
- (2) 授業科目の編成及び学科課程に関する事項
- (3) 学生の入学、編入学、転学、再入学、休学、復学、退学、転科、外国人留学、帰国子女学生、社会人学生、長期履修学生、研究生及び科目等履修生に関する事項
- (4) 課程修了、卒業認定及び学位授与に関する事項
- (5) 学生の補導、賞罰に関する事項
- (6) 教育職員免許状及び保育士資格等の資格取得に関する事項
- (7) 学内行事に関する事項
- (8) 教育計画、学術研究に関する事項
- (9) その他学長が必要と認めた事項

議事録は、学生支援課が作成、整備している。

教授会は、学習成果及び三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）に対する認識を有している。

短期大学全般の教育研究、地域連携等についての重要事項を協議する場として、総務委員会が組織されている。学長、両学科長、事務局長に加え、附属図書館長、地域連携センター長、事務局次長等が構成員となっている。

教授会とは別に、学務運営を円滑に行う組織として「上田女子短期大学委員会に関する規程」に基づき、以下の委員会を設置している。

総務委員会 教務委員会 学生委員会 進路サポート委員会 図書館・紀要委員会 アドミッション委員会 IT・セキュリティ委員会 実習委員会 国際交流委員会 研究倫理委員会等。委員は学長より任命され、各委員会は、規程に基づいて適切に運営されている。委員会で審議された事項は、教授会の議案、報告、連絡事項となっている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

「基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題」の項目でも触れたように、短期大学の置かれた現状、本学の状況を鑑みると、定員の確保のための施策をはじめ、従来の延長線上での改革改善に留まらず、新たな発想で抜本的改革の手を打つ必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

地域に必要とされる短大になるために学長のリーダーシップのもと「大学改革」を推進するため、学長直轄組織「大学改革室」を令和2年11月に設置。令和3年度は事務局長の組織の下に移行し活動を実施した。

改革の基本方針として「2+2+αプラン」「デザイン教育の導入」「外部との連携」「連携と共創」「地域に開かれた短大」等を掲げ、各政策に取り組んでいる。

令和4年度の構成する人員は、大学改革担当理事、職員1名、オブザーバーとして短大

事務局長が参加。コロナ禍の活動であるため定例会は実施せず、議題に合わせて教職員を招集し打合せを実施した。なお、進捗状況については教職員には説明会を行い、理事会・評議員会においても報告がなされている。

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

適正な学校法人運営ができる体制の構築を行うためには、監事の役割が重要であり、監査体制の充実を図ることが必要である。令和 5 年度は監事会を 3 回開催して、監査体制の充実・強化を図った。

監事は、定員 2 名のところ、現在 2 名が就任しており、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任している。

年度初めに監事監査計画書を作成し、学校法人北野学園寄附行為に基づいて、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。また、理事会、評議員会に出席して、学校法人の業務及び財産の状況について、意見を述べている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

毎年、監査法人と懇談会を開催し、監査法人から監査結果の報告を受け、学校法人の問題点等について意見交換を行っている。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、「学校法人北野学園寄附行為」に基づき、法人職員、卒業生、学識経験者、保護者から構成され、評議員は理事会において選出されている。

評議員の定員については、「学校法人北野学園寄附行為」に基づき、定員 20 名以上 23 名以内のところ、現在 22 名が就任しており（法人職員評議員 8 名、卒業生評議員 2 名、学識経験者評議員 10 名、保護者評議員 2 名）、理事の定数 10 名の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されている。

評議員会は、「学校法人北野学園寄附行為」の規定に基づき組織されており、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

「学校法人北野学園寄附行為」第 21 条において、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項として、下記の事項を定めている。

- (1) 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの

なお、本規程は「私立学校法」の規定にも対応しており、評議員会は適正に運営されている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

「学校教育法」施行規則の規定に基づく教育情報の公表、「私立学校法」に則り、寄附行為第 36 条に情報の公表について規定し、これに基づき、ホームページにて財務情報の公表を行っている。公表情報は、寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬基準などである。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

法人の経営状況及び教育全般についての取組状況などを、監事会、評議員会において報告する機会を増やすことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

自己点検・評価報告書（令和３年度）に記載した行動計画	実施状況
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	
理事長の職責として、大学改革について具体的な方向性を実効策を示し、その推進に学長を中心に学内が一致協力してうごくように体制を整える方針である。新たな発想で抜本的改革のための施策とともに、教職員が一致協力してその推進に当たる体制の構築に、学長として当面最優先で実効性をあげていく。 監事による監査体制の充実については、幹事監査に必要な情報提供の機会を増やすことが重要であり、幹事会の開催回数の増加及び業務監査の充実、特に、教学監査体制の充実を図っていく。 評議会についても、学校法人内外の情報を正確に提供して、評議員会の充実を図っていく。	本学は現在、学長が理事長を兼務しており、学務と経営との間に齟齬はない。短期大学の置かれている厳しい現状の認識は教職員全員に理解されており、難局に対峙する覚悟も共有されている。基準Ⅰでも述べた通りであるが、１８歳人口の減少の一方で社会の高齢化への対処として、社会人経験者を含む生涯教育に注力することを従来から心掛けてきた実績に鑑み、向後もその点を重視していくことは不変である。一方、今後、社会が必要とする人材の育成には独立自尊をモットーとする社会人にとって総合的なデザイン力の涵養が益々重要視されることを前提に、大学改革のメニューにデザインの学びを柱の一つとして推進していくこと、その為に関連する教員の採用、教科の導入を図った。又、総合改革支援事業に挑戦することで、教育研究と経営の両面がシナジーを以て向上することも承知の上で、引き続き必要とされる施策を講じていく所存で在り、危機感を共有する教職員間で議論を尽くし、積極的、主体的に良策を採り入れていく所存である。 固より、既存の教科を始めとする教育の質の向上と研究の充実、それらを通しての地域貢献に就いても高等教育機関として日々不断の尽力を継続していくことは当然である。

	令和5年度に開催した監事会計3回であったが、監事とは必要に応じて情報の提供やコミュニケーションを図り監事監査の精度を高めた。業務監査については、短大各部署および法人本部より責任者を招集し、業務執行状況の報告および意見交換を行った。 評議員会の充実については、審議する議題に関する情報は、事前に常任理事会で十分審議を重ね、内容を精査したものを提供した。
--	---

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

監事による監査体制の充実については、監事監査に必要な情報提供の機会を増やすことが重要であり、監事会の開催回数の増加及び業務監査の充実、特に、教学監査体制の充実を図っていく。

評議員会についても、学校法人内外の情報を正確に提供して、評議員会の充実を図っていく。

お わ り に

本学は、令和4（2022）年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会による3度目の認証評価（第三者評価）を受け、令和5年3月10日付けで「適格」と認定された。ここに作成した「令和5年度 自己点検・評価報告書」はその後の報告書であり、一般財団法人大学・短期大学基準協会の評価基準に従って作成された。

本学では、令和4（2022）年度に「適格」と認定を受けたことで、改めて、本学の現状を十分に把握・認識し、課題を挙げ、具体的方策を立案し、実施している。本報告書は、本学において令和5（2023）年度に取り組み、改善してきたこと、本学の課題と今後の計画を示した自己点検・評価報告書である。

現在、18歳人口の減少や人々の意識の変化などにより、短期大学の入学者数は減少傾向にある。本学も危機意識を持ちながら、教育活動をいかに充実させていくか、何を行うことで地域へ貢献できるかといったこと検討し、できることから始めている。また、本学の教職員は、まずは目の前にいる学生を大切にしようという思いを強く持っており、学生と共に新たな試みにも挑戦している。

本学は、ちょうど令和5（2023）年に創立50周年を迎えた。50周年のキャッチコピー『つむぐ、未来を。つなぐ、未来へ。』に込められた思いを持ち、上田という地に根差した伝統ある高等教育機関として教育活動、研究活動、地域貢献のますますの充実と発展に寄与する所存である。

本報告書をまとめるにあたり、ご尽力いただいた全学の関係各位に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月18日

上田女子短期大学
ALO 酒井真由子